

現代社会における消費者取引の在り方を踏まえた
消費者契約法検討会ワーキンググループ

第5回 議事録

消費者庁消費者制度課

第5回 現代社会における消費者取引の在り方を踏まえた消費者契約法検討会
ワーキンググループ

1. 日 時：令和8年3月19日（木）13時30分～16時17分

2. 場 所：中央合同庁舎第4号館 共用第4特別会議室 併用 オンライン会議

3. 議 題

- ・消費者の多様な脆弱性への対応として必要な規律等

4. 出席者

（委員）

山下純司座長、大屋雄裕委員、垣内秀介委員、加毛明委員、カライスコス アン
トニオス委員、後藤元委員

（事務局）

黒木審議官、古川消費者制度課長、遠藤取引対策課長、島袋企画官、伊吹政策企
画専門官

○古川消費者制度課長 それでは、定刻を少々過ぎましたが、始めさせていただきたいと思えます。

皆様、本日はお忙しいところお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。ただいまから、第5回目となりますが、「現代社会における消費者取引の在り方を踏まえた消費者契約法検討会ワーキンググループ」を開催いたします。

本日は、山下座長、大屋委員、加毛委員、カライスコス委員には会議室にて、後藤委員、西内委員にはオンラインにて御出席いただいております。

垣内委員、北島委員におかれましては、本日は所用のため御欠席ということで御連絡を頂戴しております。

それでは、以降の議事進行は座長にお願いしたいと思います。

山下座長、よろしくお願いたします。

○山下座長 それでは、本日の議事に入りたいと思えます。

本日の検討事項ですが、「消費者の多様な脆弱性への対応として必要な規律等」について、初めに事務局から説明をしてもらい、その後、検討事項ごとに質疑応答、意見交換を実施したいと思えます。

それでは、事務局、お願いたします。

○伊吹専門官 事務局でございます。

本日の資料に沿って御説明をさせていただきます。

これまで、このワーキンググループでは1巡目の御議論をいただきまして、その後、先般、検討会のほうでもその内容を踏まえて御議論いただいたところでございます。

本日からその2巡目ということで、本日は第1弾が説明資料の表題にもございますように「消費者の多様な脆弱性への対応として必要な規律等」というところでございます。

初めに1ページを御覧いただきますと、目次をお示ししております。1巡目と同様、1ポツから3ポツまでの、より具体的なテーマをお示しさせていただいております。それぞれ「検討の方向性」と「検討事項」という形の整理も基本的に同様でございます。こちらは1巡目の御議論ですとか、検討会での御議論、そういったところを踏まえまして、改めて事務局のほうで整理をさせていただいたものでございます。

具体的な内容を早速2ページのところから、まず1ポツで「事業者による消費者の多様な脆弱性への配慮を促進する仕組み」というところでございます。

こちらは3ページのところで、まず「検討の方向性」をお示ししております。

これまで、脆弱性を踏まえた配慮ということが必要ではないかという御議論をいただく中で、具体的にそれを促す仕組みについてはさらに検討が必要ではないかという御意見などをいただいていたところでございます。この○で記載しているような個々の具体的な事項について、さらに検討を深めていただければと存じます。

まず1つ目の○が、具体的な検討の前提として、ここで言う「配慮」の概念を確認しておくことが必要ではないかといった御意見をいただいておりますので、まずその点を挙

げさせていただいております。

次の2つ目の○が、配慮を促進すべき場面についてさらに検討することが考えられるのではないかとこのように思います。

次の○が、配慮すべき相手方につきまして、取引当事者である消費者に加えて、消費者に依拠する者を含めてどの範囲とするかをさらに御検討いただくことが考えられるのではないかとこのように思います。

次の配慮の内容につきましては、要請される程度の違いを踏まえて複線化するといったようなアイデアなどもいただいているところでございまして、そういったことを踏まえてさらに検討いただくことが考えられるのではないかとこのように思います。

次の配慮を促進するための規定方法につきましても、どのような形がよいかということをご検討いただければというように思います。

その次の○でございますけれども、健全な市場の実現に向けた共創協働の観点から、取引当事者である事業者以外の消費者契約に係る主体による配慮の促進についても検討いただくことが考えられるのではないかとこのように思います。

下から2つ目の○ですけれども、取引の実態に合わせて規範を具体化するために、ソフトローを活用する仕組みについてさらに検討することが考えられるのではないかとこのように思います。

さらに最後の○が実効性確保につきまして、ここまでの検討項目を踏まえましてさらに検討することが考えられるのではないかとこのように思います。

これらの項目に沿う形で、次の4ページから「検討事項」ということをさらにお示ししております。

まず1つ目の①が、配慮の概念についてどのように考えるかというように思います。

○のところ、いかなる行為によるかを問わず、相手方（消費者側）に、一定の取引環境（状態）を提供することが期待されること、または一定の結果（状態）をもたらしてはならないことであると考えられるかという整理をお示ししております。

なお、これ以降、同様なのですけれども、点線の中で（関係する主な御意見）ということで、御参考として概要を記載させていただいております。

次の②が、事業者による配慮を促すべき場面についてでございます。

1つ目の○のところ、契約の全過程のうち消費者契約の締結についての勧誘をする場面がまず考えられるかというように思います。

さらに2つ目の○で、契約の更新・変更・終了過程における配慮等については、継続的な契約との関係で検討することが考えられるかとさせていただきます。

次の5ページにまいりまして、③の配慮の相手方についてどのように考えるかでございます。

1点目のところが、選択の実質性の確保の観点からは、取引当事者となる消費者を対象とすること。

2点目のところで、結果としての幸福の確保の観点からは、当該消費者に加えて、当該

消費者と生活を共にし、自身の生活を当該消費者に依拠している者を対象とすることが考えられるかとしております。

その後者につきまして、依拠する者の範囲につきましては配偶者及び親族で、この親族に関しては消費者が扶養義務を負う者ということが考えられるかとさせていただいております。

これに対して、これまで御議論いただく中で、取引当事者である消費者が困窮してしまうといったことなどによって扶養義務を負うことになる者については、扶養請求権と同等の権利が想定し難いことから、対象としないことが考えられるかというものでございます。

次のページでございまして、④配慮の内容についてということでございます。

これは、要請される程度の違いに応じてということ、複線化する際にミニマム・スタンダードとベスト・プラクティスに複線化することが考えられないか。さらに、それぞれにつきまして、選択の実質性の確保と、結果としての幸福の観点から整理すると、以下のような内容が考えられるかということをお示ししております。

具体的な事業者が、先ほどの勧誘をする場面で「消費者の脆弱性」を踏まえて、消費者契約の目的となるものの性質ですとか取引条件に応じる形で、以下2つに分けております。

まず【ミニマム・スタンダード】につきましては、i) のところで、消費者の消費者契約を締結するか否かについての適切な判断を困難にすることがないようにすることということでございます。

例えば、(※)で具体的なものとして記載させていただいておりますが、a) のところが健全な商慣習に照らして不当な勧誘により、消費者が消費者契約を締結するか否かについて適切な判断をすることが困難な状態に陥ることがないようにすることということであり

ます。b) が、消費者が年齢、心身の状態、経験、心理状態等の事情により適切な判断をすることが困難な状態にあるということに乗じることがないようにすることというものでございます。

次のii) のところが、消費者の契約目的、生活状況・財産状況を踏まえ、消費者及び依拠する者の生活の現状を悪化させることがないようにすることという形で整理をしております。

他方で、【ベスト・プラクティス】も同じように対応する形でございまして、i) のところが消費者の消費者契約を締結するか否かについての適切な判断に資すること。ii) のところが、契約内容が消費者にとっての契約目的、生活状況・財産状況に適合するものとなることに資することという形で整理をしております。

次のページは少し飛ばしまして、さらに8ページでございます。

⑤のところで、規定方法についてどのように考えるかでございます。

3点ほど背景を記載させていただいておりますが、1点目のところではそもそもこの規範内容が具体の行為を特定することなく一定の状態の実現・回避を求めるものというこ

と。

2点目で、対象があらゆる消費者契約一般と広範であること。

3点目で、規定の目的がこうした消費者が安全・安心に取引に関わることができる環境の実現に向けて果たすべき役割などの一般的な規範を明らかにすることにあることといったことを踏まえ、法律上、規範として規定しつつ、それ自体、民事的な効力を定める規定とはしないということが考えられるかという形で整理をしております。

また、次の9ページでございまして、⑥でございまして。こちらは、取引当事者である事業者以外の消費者契約に関係する主体による配慮の促進についてどのように考えるかでございます。

○のところですが、先ほどの事業者による配慮に加えまして、共創協働の観点から配慮することを促す規定を設けることが考えられるかというものでございまして。その際、先ほどのベスト・プラクティスのような内容と同様のものが考えられるか、あるいはそれ以外のものが考えられるかを含めて御議論いただければというものでございまして。

続きまして、10ページで⑦でございまして。規範内容をソフトローにより具体化する仕組みについてどのように考えるかでございます。

これまでの御議論を踏まえ、まず1点目のところで、行政が指針を策定できることにすることが考えられないか。その際の指針は、運用における事実上の参酌基準として機能することを想定するものでございまして。

さらに、その指針の策定・見直し・運用に関して必要な事項を協議する場として官民協議会を設置することといった形のものが考えられないかというものでございまして。

続きまして11ページ、⑧でございまして。実効性の確保についてどのように考えるかというところでございまして。

まず1点目のところがソフトローの活用ということで、事業者等による主体的・積極的に取組によって予防につながるですとか、あとは紛争時の紛争解決指針となるということが期待できないかというものでございまして。

2点目のところは、消費者が安心・安全に取引できる環境のさらなる発展・充実に資するということで、より積極的に取り組む事業者が可視化されることなどは期待できないかというものでございまして。

3点目が、事実上のものとしまして、民法上の不法行為の認定ですとか、損害賠償請求の場面で、一定の範囲でそういったものが容易になることが期待できないかというものでございまして。こういった形で実効性を確保していくことが考えられるかというものでございまして。

併せて、「また」以下でございましてけれども、行政の関与の在り方につきましては先ほども記載しておりましたような性質を踏まえ、下から2行目後半からでございまして、違反に対する行政措置を規定するのではなく、ソフトローの策定・見直しですとか、規定に関する助言・相談といったことに対応することが考えられるかという形で整理をし

てございます。

以上が1ポツの検討事項でございました。

続きまして、12ページから2ポツでございます。こちらは「多様な脆弱性による影響を踏まえた契約の拘束力から消費者を解放する仕組み」についてでございます。

13ページに「検討の方向性」をお示ししております、まず1つ目の○でございますが、1巡目では一般的・包括的に配慮を促進する、先ほどの1ポツの仕組みと併せて、消費者の脆弱性の影響のうち、より具体的な場面に対応するための手法ということで、その際、民事ルールに焦点を当てて、解除権、契約の無効、損害賠償の特則といった規律手法を幅広く視野に入れて検討いただいたところでございました。

その中で、民法上の公序良俗等の一般規定がある中で、消費者契約法に新たな規定を設ける意義ですとか、救済方法をシンプルにすることの重要性についての御指摘をいただいたところでございました。そういったところを踏まえて、対象場面や手法についてさらに具体的に検討することが考えられるのではないかという形で整理をしております。

まず、このうち対象場面につきましては、ここでやはり問題とすべき消費者にとってのリスクがより大きい場合として、脆弱性の影響により消費者に深刻な結果が生じる場면을優先的に検討することが考えられるのではないかというものでございます。

2点目で、当該場面を具体的に捉えるに当たっては、i)で脆弱性により消費者の自律的な意思決定が阻害され、ii)で深刻な結果に陥る内容の契約を締結するといった要素により捉えることが考えられるのではないかというものでございます。

そういった要素で捉えていく際の観点としまして、1つが理念的に多様な脆弱性の影響により深刻な結果が生じる場合を広く捉えるという観点。もう一つが、実態的に対処の必要性について共通認識が形成されている典型的な場面を具体的に捉える観点ということが踏まえられないかというものでございます。

後者につきましては、例えば従来の国会審議や過去の検討会では、例えば認知症の疑いのある高齢者が住まいを失う契約をしてしまった場合への対処というような必要性が指摘されているところでございます。

14ページで続きでございますけれども、今度は手法についてでございます。

先ほどのような対象場面に対処していく際の実効性・実現可能性、ここではフィージビリティとまとめさせていただいておりますが、それらの高い手法を検討する観点から、従前から御議論いただいております事後救済という観点、そのみならず消費者被害の予防（発生防止・拡大防止）の観点も重要と考えられるのではないかというものでございます。深刻な場面になるほど、むしろ予防こそ重要ではないかといった御意見などを踏まえたものでございます。

その際、実効性を図る上では、消費者が脆弱性を有しながらも安心・安全に取引できる環境の実現に向けて、共創協働の促進を図るという観点を踏まえることが考えられるのではないかというものでございます。

この2つ目の点のところですが、まず事後救済ということの民事ルールに関しては、この契約の拘束力からの解放手段について、これまでの各手法の特徴を踏まえて、さらに共創協働の仕組みを組み込む、純粋に民事効によって救済をするということにとどまらず、要件設定によるルールづくりを通じてこういった共創協働というものを促進できないかというものでございますが、そういった共創協働の仕組みを組み込んだフィージビリティの高い手法を検討することが考えられるのではないかとというものでございます。

さらに、最後の3点目でございますけれども、これまでの御議論でも必ずしも消費者契約法のみでそういった消費者の安全・安心というものは実現できるものではなく、消費者契約法以外の手法も含めて対応していくという観点の重要性なども指摘いただいていたところでございます。予防の観点というものにより重点を置いた場合に、消費者契約法以外の手法も検討することが考えられるのではないかとというものでございます。

次のページから、また具体的な検討事項ということをお示ししております。

まず15ページの(1)が「民事ルールによる規律手法について」でございます。

初めに、アの「総論」でございます。

解除権、契約の無効、損害賠償の特則といった、これまで御議論いただいた各手法の各特徴を踏まえて、消費者契約法における多様な脆弱性による影響を踏まえた契約の拘束力から消費者を解放する仕組みとして、いずれの手法を用いることが考えられるかというものでございます。

1点目が解除権についてでございます。これについては政策上の必要性などを踏まえて活用し得る手法であるということですか、消費者の意思にかからしめることが可能であるということから、消費者契約法における契約の拘束力からの解放手段として用いることが考えられるかというものでございます。

2点目の契約の無効につきましては、消費者契約一般について一律に無効となる範囲を慎重に検討することを要することということ踏まえまして、当面は民法90条によることが考えられるかというものでございます。

3点目、損害賠償の特則につきましては、1巡目では損害額の推定について御議論いただきまして、仮に代金相当額の推定とすると契約の効力の否定に接近することになるといった御指摘なども踏まえまして、それ以外の形を含めた特則の可能性が考えられるか、あるいは当面は既存の不法行為制度の運用上の活用によることが考えられるかという形で整理をしております。

この案を踏まえまして、18ページにまいりますけれども、先ほどの中でまず解除権についてどこまで考えられるかという形で、ここに焦点を当てたものがイでございます。

まず①が総論的な検討事項でございます。この脆弱性の影響により、消費者に深刻な結果が生じる場面に民事ルールをもって対応するために、まずは対象場面をi)で消費者の意思決定に係る状態、具体的には消費者が適切な判断をすることが困難な状態と、ii)で結果、具体的には深刻な結果となる契約内容の観点を捉えた上で、さらにiii)で共創協働

の観点を生かしてフィージビリティを確保する観点を取り入れた枠組みを検討することで、実効性を持たせつつ、取引の安定への影響の観点からも可能な規定を解除権として設けることが考えられるかというものでございます。

次の19ページ以下で、②ということで先ほどのような方向性を検討していく場合に具体的にどのような枠組みが考えられるかというものを設定してございます。

先ほどの i、ii、iii にそれぞれ対応する形で、より具体的な検討事項をお示ししてございます。

まず、19ページのところが先ほどの i についてでございます。

この捉え方としまして、まず1点目のところが、「消費者の脆弱性」による影響をより広く捉える観点から、実質的に消費者が年齢、心身の状態、経験、心理状態等の事情により適切な判断をすることが困難な状態にあることを基準とすることが考えられるかというものでございます。

他方で2点目のところで、要件の明確性の要請をより重視しまして、契約の拘束力からの解放という効果の強度との関係で、特に対応すべきと考えられる場面をより具体的に捉える観点からは、特定の典型場面から捉えていくことが考えられるかというものでございます。

その場合、従来からの指摘、先ほどのようなものを踏まえまして、例えば加齢による判断力の低下により適切な判断が困難となっている場合を捉えることが考えられるかとしております。

さらに括弧の中で、その際、実質的に加齢により判断力が低下していることやその程度を基準とする、あるいは外形的により明確に一定の年齢を基準とすることが考えられるかという形で、検討事項を整理してございます。

これをさらに御検討いただく際の論点として、下のさらに○で、上記のように考える場合に以下の点についてどのように考えるかということ整理してございます。

黒ポツの1点目が、対象範囲を明確に画することが可能か。

2点目が、事業者にとって適切な判断をすることが可能か。

3点目が、脆弱性に関する情報を収集する口実として利用されるおそれはないか。

4点目が、社会的なスティグマを与えるおそれはないかという点でございます。

これ以外にもあるかもしれませんので、それも含めて御議論いただければと考えております。

次のページ、20ページが先ほどの ii のところの結果の部分でございます。

こちらにつきましては、消費者の生活の基盤となる財産を失う内容の契約を捉えることが考えられるかとしております。この場合に、一定の契約、例えば住まいを失うことになる内容の契約ですとか、そういったものについて当該内容の契約と推定すること、あるいはその一定の契約に対象を限るということが考えられるかというものでございます。

次の○の論点でございますけれども、1点目が対象範囲を明確に画することが可能か。

2点目が、財産状況等に関する必要以上の情報を収集する口実として利用されるおそれはないか。

3点目が、一定の契約に対象を限る考え方については、消費者契約の一般法としての消費者契約法における規律の在り方として適切かという点でございます。

次のページが、先ほどのiiiのフィージビリティの確保の観点でございます。

こちらは、具体的には共創協働を促すという観点ですとか、第三者の見守りとそれを背景とする事業者の自制を促す観点、規範の明確性・予見可能性の観点といったことが考えられるのではないかとということでございます。

具体的に黒ポツを3点挙げておりますけれども、1点目は事業者が契約締結に先立ち、所定の第三者に連絡した場合に解除権が発生しないこととすることが考えられるかというものでございます。

2点目は、ある種、それをさらに仕組み化するような発想で、消費者が一定の契約について締結に先立つ連絡先となる第三者をあらかじめ指定することができる仕組みを設けることを前提に、事業者がその指定のあるなしを確認して、指定がある場合には当該第三者に連絡をしたという場合に、解除権が発生しないこととすることが考えられるかというものでございます。

3点目は、少し別の角度から、先ほどのiで実質的な基準を採用する場合に、そういった基準について事業者が消費者が適切な判断が困難な状態にあること等という部分について、これを疑うことができなかつたことにつき、やむを得ない事情があるという場合には解除権が発生しないこととすることが考えられるかというものでございます。

次の○の論点につきましては、1点目のところで、連絡先となる第三者の責任が問題とされないか。

2点目で、消費者による第三者の指定について実施がどの程度期待されるか。

3点目ですけれども、上記の3点目の要件につきましては、それを基準とすることについて実効性がどの程度あるかという形で示させていただいております。

次が、少し飛びまして23ページになります。

③で解除権の効力についてですけれども、先ほどのような場面を捉える関係で遡及効が想定されると思われませんが、それに伴い、下記の事項についてどのように考えるかというものでございます。

1点目が、消費者側の原状回復の範囲について限定する規定を設けることが考えられるか。その場合、限定範囲をどのように考えるか。

2点目が、一定の第三者に対抗可能とする規定等を設けることが考えられるか。その場合、先ほどのiからiiiの解除権の対象等の設定との関係で第三者の範囲をどのように考えるかでございます。

3点目が、行使期間についてどのように考えるかでございます。

以上が、(1)の民事ルールについてでございます。24ページが「(2)消費者契約

法以外による対応可能性について」でございます。

共創協働により予防を図る観点から、消費者契約法以外の手法により対処することが考えられるかというものでございます。

1点目がその趣旨でありますけれども、民事ルールでは所定の民事効との関係での要件化を前提として、その枠内で共創協働を促進する機能を持たせることとなりますが、民事ルール以外の手法によることで、直接的に共創協働による予防を図ることが考えられるかというものでございます。

2点目で、例えばということで、消費者契約法以外の対応を視野に一定の深刻な結果が生じる場面の拡大を防止するための行政措置ですとか、共創協働により予防を図る行政的手法を活用することが考えられるかという形で検討事項を設定させていただいてございます。

以上が2ポツでございまして、最後に25ページからが3ポツで、依拠する者の生活の維持を困難にすることを回避する仕組みでございまして。

こちらは26ページのところで、先ほど1ポツの関係でもお示ししていたところなのですが、ミニマム・スタンダードの中でそういった依拠する者の生活の現状を悪化させることがないようにすることを含むということを検討事項とさせていただいております。

また、ベスト・プラクティスの内容につきましても、契約内容が消費者にとっての契約目的、生活状況・財産状況に適合するものとなることに資することを含むことを検討事項としてございまして、そういったものを通じて依拠する者の利益の確保にもつながることが期待されると考えられるというものでございます。

こういった1ポツの御議論とも連動しながら、依拠する者の対象範囲ですとか、仕組みの在り方についてさらに検討いただくことが考えられるのではないかとございます。

検討事項につきましては、27ページに挙げさせていただいております。

依拠する者の対象範囲や仕組みの在り方について、法的に保護されるべき利益の範囲ですとか、取引当事者である消費者の意思の尊重との関係を踏まえまして、1ポツの配慮に係る規定によることが考えられるかというものでございます。

御説明は以上でございます。

○山下座長 ありがとうございます。

それでは、質疑応答、意見交換に移ります。まずは資料の1ポツに関して、資料4ページから7ページに記載があります検討事項①から④について御意見、御質問をいただきたいと思っております。御発言いただく場合は挙手にてお知らせください。

なお、資料の特定のページについてお話になる場合は、意見の冒頭にそのページをおっしゃっていただくようお願いいたします。

それでは、皆様、御意見をお願いいたします。

では、大屋委員、お願いします。

○大屋委員 ありがとうございます。

3点ほど申し上げさせていただきたいと思います。

1つ目は、5ページの③です。

依拠する者の範囲について、配偶者及び親族のうち当事者である消費者が扶養義務を負う者に限るということで一応まとめられています。前のこの会で、取引当事者である消費者が困窮した場合にその面倒を見ることになるのをどうするかという話をさせていただいたわけですが、ここでは扶養請求権と同等の権利は想定し難いから対象から除外するというように書かれているという整理かと思います。

直接の配慮の対象というよりは、そのような扶養義務を負うことになる者については契約の実質的な過程に参画する機会を保障するというほうが望ましいのか。というのは、通常はこのような配慮義務を負うことになる者のほうが判断能力は高い。現役世代であるということがおおむね想定されているからと考えまして、こちらではなくてあとの3ポツのほうで考慮に入れればいいのかなどと思ったということが1つ目です。

2つ目は、6ページ目の④のミニマム・スタンダードのiiについてなのですが、生活の現状を悪化させることがないという条件はややきついかも思っているわけです。というのは、何をもって生活の現状と考えるかによるわけですが、大量のプラモデルか何かを買って、一時的に生計が窮迫するといったようなことがあった場合に、本人の主観からするとそのプラモデルには価値があるわけであるし、そのような状態が何年も続いたということになると家族は大変なわけですがけれども、1か月くらいモヤシを食う生活をしたということが非常にその家族にとってダメージになるかと言われると、それはよく分からない。著しくまで言うと、それはまた緩過ぎるかもしれないのですが、継続的にとか、もうちょっと縛ったほうがいいのではないかと思ったというのが2つ目です。

3つ目は9ページの⑥についてなのですが、取引当事者である事業者以外の消費者契約に関係する主体ということで、1つ主要に考えられるのはプラットフォームであろうと思うところですがけれども、例えば現在でもあるのはウェブブラウザが一定の情報提供機能を内蔵するに至った。eコマースなどで当該商品の過去6か月間くらいの値動きを監視していて、平常時と比べて33%くらい安くなっていますとか、あるいは平常時と全然変わらない値段ですということを表示するとしたら、これは偽タイムセール、要するにタイムセールで一定期間安くなっているんだと見せかけて、実はその直前に値上げをして割り引いたことにしてふだんと同じ額を取っていくというものですけれども、これに対する対抗策としての情報提供になっているということがあります。

ですから、プラットフォームが中心だと思いますけれども、それに限定せず、ある程度広めにここは考えていったほうが良いと思いますし、逆に広く考えるのであればそこに非常に強い義務をかけるわけにはいかないもので、やってくれれば良いなということで、ベストプラクティスで考えていくということが適切かと思います。

プラットフォームに訴訟等の責任追及を実質的にするための一定の責務を負わせると

いうことは当然あることだと思いますが、これは別のところで議論しているような気もいたしますので、そこの切り分けで考えていくといいのではないかと思います。

以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

今の最後のものは⑥の部分ですね。

○大屋委員 ⑥です。

○山下座長 検討事項①から④までを先にやりますので、でも今の御意見を伺っておきます。

○大屋委員 すみません。

○山下座長 そのほかいかがでしょうか。

後藤先生、お手を挙げておられますか。お願いします。

○後藤委員 後藤でございます。今日は、オンラインで失礼いたします。

取りあえず④までということなのですが、まず④について配慮の中身をどうするかというところで、先ほど大屋委員からも御指摘がありましたけれども、私もこのiiの「生活の現状を悪化させることがないように」というのは、少しでも悪化したらいけないのかというと、それはいろいろな場合があり得るでしょうし、価値があると思って買ったらうまくいかなかったということもあるでしょうし、やはり基準としてちょっと厳し過ぎるような気がしてまして、大屋委員が「継続的に」ということを示唆されましたけれども、「著しく」でもいいのかなという気もしているところであります。ここがすごく簡単にヒットしてしまうような基準だと思われると、恐らく事業者からの反対も強くなるでしょうから、ここはもう少しイメージがつきやすくすることが必要なのかなと思います。

他方で、締結の判断を困難にするのかどうかという、1つ目のほうなのですけれども、これはそのとき判断ができるような状況にあるかどうかというところ、こちらはただの「困難に」でもある程度はいいのかなという気がしております。これに対して、2つ目の生活の現状を悪化させるかどうかというところは、まずベンチマークが何かということもそもそも問題となり得るわけですから、「著しく」くらいでいいのかなという気がしているということを申し上げたいと思います。

また、冒頭にとりあえず④までと申し上げましたが、ここでどれくらい配慮の内容を明確にする必要があるかというのは、結局配慮をしなかったということになった場合にどのような効果が結びつくかということに依存するような気がしますので、⑤から⑧の話を避けて通ることはできないのではないかと思いますという気がするというところを申し上げて、ちょっとだけ先走らせていただきます。

まず、⑤のところ、基本的にはあくまでもこういう理念的な規定であり、こういう考え方をされているのかは分かりませんが、例えば努力義務のような書き方をされて、それに違反したからといって直ちに何かというわけではないとされています。このように、効果が弱いのであれば、その基準として、現状を悪化させることがないようにしなさいと

というのは、行為規範や目指すべき目標としてはいいということもあるのかもしれないのですけれども、他方で最後の⑧のところに行く、直接の効果はないと言いつつ、ただ、不法行為の認定や、それに基づく損害賠償請求の場面で多少の意味はあるかもしれないということも書かれています。そうだとすると、民事効がないわけでは実はなかったということになりまして、この⑤と⑧の関係はどうなっているのだろうと思ったりもしたのです。

それで、一切効果がないというか、これは裁判所が判断することですが、多少の効果はあり得るだろうという⑧の書き方で私はよいと思うのですが、仮にそうであるとすると、やはりこの配慮の中身は多少明確である必要があるだろうということで冒頭の発言に戻らせていただくということになります。

以上でございます。

○山下座長 ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。

カライスコス委員。

○カライスコス委員 ありがとうございます。

まず4ページの①についてですが、配慮の概念については明確に示す必要があると思っ
ていまして、これまでのこのワーキンググループでの議論などを踏まえますと、消費者の
自律的な意思決定を確保することに向けた配慮なのではないかと思っております。

それで、既存の概念を参照することも可能だと思っております、既存の概念としては
例えば安全配慮義務というものが確立されていますし、さらにはこのワーキンググループ
の中でこれまで示されてきた具体例として障害者差別解消法の配慮義務というものもあり
ます。

また、これも同じくワーキンググループの議論でこれまで出てきたところですが、法人
などによる寄附の不当な勧誘の防止などに関する法律の中にも配慮義務というものが定め
られていて、これらを参考として何か組み立てていくということも考えられるのではない
かと思えます。

次が②のところですが、どのような場面においてその配慮を促すべきかというところ
です。まさに御指摘のとおり、契約の締結についての勧誘をする場面のみならず、更新・変
更・終了過程というものも取り込むべきだと思っております。以前にも発言をしたことが
あるかと思いますが、特に更新についてはいろいろと問題がデジタル社会の中では生じて
いるところですので、締結とほぼ同様の厳格さをもって見ていく必要があるのではない
かと思っております。

また、変更についても、これも前に述べましたが、民法の約款規制のところ
でそれなりに変更がしやすいような形が取られていますので、消費者契約法
の中ではより消費者の利益を保護するような規律が必要になるのではない
かと思えます。

なお、諸外国法の比較法的な材料としては、EUの不正取引方法指令
においては一連の過程全て、契約前の段階、広告の段階からセールスの段階まで
全ての段階が明文規定によ

って対象とされています。

次の③、5ページのところです、配慮の相手方についてどのように考えるかというところでして、基本的に御提案の内容で違和感はないところです。それで、1つ目が選択の実質性、これが先ほど申し上げた自律的な意思決定ということなのではないかと思いますが、2つ目の結果としての幸福というところとの関係で考えますと、場合によっては扶養義務が存在しているのかどうかとは無関係に配慮するような場面も考えられると思っています。例えば安全への配慮というような場面ではそのような限定は不要なのではないかと思っています。

それで、まさに御指摘いただいているとおり、本人以外、取引当事者である消費者以外の者との関係では、結果としての幸福の確保ということを正面から論じることが望ましいのではないかと思います。

最後が6ページの④で、その配慮の内容についてどのように考えるかということですが、この中でお示しいただいているところの相手方の弱み、脆弱性に乗るような手法というものについては、これは冒頭で申し上げるのを忘れていたのですが、既存の配慮義務の内容を見ていると、消極的な内容と積極的に求められる内容の双方があるかと思いますが、このような意図的な行為というものは悪質性のあるものだと判断できますので、どちらかという配慮義務の中で捉えるというよりは禁止行為、これも不当寄附勧誘防止法の中での配慮義務と禁止行為という区別が参考になるかと思いますが、むしろどちらかという禁止される行為として位置づけるべきなのではないかと思っています。

それで、ミニマム・スタンダードについて、これまでほかの委員の先生方からも御意見がありました、悪化だと少し規定として機能しにくいところがありまして、もしかしたら不当寄附勧誘防止法の基準なども参照しながら調整をしていくことが考えられるのではないかと思います。

最後ですが、消費者基本法の5条1項の中に消費者の取引、消費者との取引における公正を確保することが事業者の責務として示されているところでして、ベストプラクティスとか、ミニマム・スタンダードとの関係で、この規定との関係性も意識していく必要があるのではないかと考えております。

以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。

加毛委員、お願いします。

○加毛委員 ありがとうございます。

検討事項は4ページからなのですが、その前に3ページにおいて「共創協働の観点」という言葉が登場し、その後もたびたびこの表現が用いられているところ、そこで意図されている「共創協働」の主体として誰が想定されているのかについて説明をしていただきたいと思いました。

3 ページでは「取引当事者である事業者以外の消費者契約に関係する主体」とされており、先ほど大屋先生がおっしゃったプラットフォーム事業者などが想定されるのだろうと思うのですが、資料の後のほうでは、行政主体もこれに含まれるものと考えられているようです。

他方、「共創協働の観点」から、契約の当事者である消費者がどのように位置づけられるのかも重要であるように思うのですが、消費者は含まない形で「共創協働」という言葉が使われているのかについて、教えていただければと思います。以上が1点目です。

第2に、4 ページの②について、先ほどカライスコス先生が指摘されたところに関わりますが、配慮を促すべき場面として、勧誘以外の場面も視野に入れてはどうかということが指摘されています。しかし、6 ページの④では、主として締結の勧誘の場面における配慮についてのみ指摘されていて、契約の変更や更新、解約についての記述はありません。その一方で、11 ページの⑧では、紛争処理に関する配慮の必要性が指摘されており、契約締結後の場面も検討の射程に含まれています。4 ページの②で設定された検討対象が、その後の検討事項において適切に把握されているのかが気になりましたので、この点について御説明いただければと思います。

第3に、5 ページの③において、選択の実質性の確保の観点と、結果としての幸福の確保の観点を区別した上で、「消費者と生活を共にし自身の生活を当該消費者に生活を依拠している者」に対する配慮がかかわるのは、結果としての幸福の確保との関係であると説明がされているのですが、そのような区別が適切であるのかには疑問があります。

選択の実質性の確保については、消費者個人が選択を行うのは確かなのですが、様々な関係性の中で消費者を把握するというのが、パラダイムシフト専門調査会が前提としていた考え方であったように思います。それゆえ、選択の実質性の確保と結果としての幸福の確保という2つの観点から、③で書かれているような切り分け方が出てくるのかに疑問を感じた次第です。

第4に、6 ページの④について、大屋先生をはじめとする委員の先生方が御指摘になったところですが、後藤先生がおっしゃったように、④をそれだけで議論してもあまり意味がないように思います。7 ページの⑤では、努力義務規定の提案であることが明確に述べられており、そうだとすれば、④についても、努力義務として消費者に対する配慮に関していかなる規定を設けるべきなのかという形で問題が設定されるべきように思います。

そうすれば、例えば、先ほどカライスコス先生がおっしゃったように、事業者による不当な行為の禁止は努力義務とは異なる問題であるという議論も出てくるように思われます。他方、④が努力義務規定の話をしていることを前提とすれば、先ほどから話題になっているミニマム・スタンダードの ii の要件の書き方にも影響を与えるように思われます。議論が混乱しないためにも、④が何を念頭に置いているのかを明確にする必要があるのではないかと思います。

以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。特によろしいでしょうか。

それでは、加毛委員から質問が事務局のほうに出ていると思いますので、事務局のほうでお答えできるものがあればお答えいただきたいと思います。

○伊吹専門官 事務局でございます。

御質問いただき、ありがとうございます。大きく分けて4点御質問いただいていたかと存じます。

1つ目が、共創協働という概念についてでございます。ここでお示ししております共創協働の元として参考にさせていただいたのが、先生からも御指摘いただいたパラダイムシフトの専門調査会報告書でございます。その中では、例えば「共通の目的に向けた様々な関係主体の意識改革を通じて健全な市場の実現に向けた共創・協働を図ること」といったことをお示しいただいております。

より具体的に記載された箇所としましては、「全ての消費者は、他者や環境との関係性により多様に変化する『消費者の脆弱性』を有すること、そのため他者からのサポートなしに自らの価値観に基づくものとして納得した選択をし、消費者取引を安心・安全に行うことが難しくなっていることを踏まえる必要がある。取引相手の事業者や取引基盤提供者その他の消費者取引に関係する事業者、家族、地域社会等の消費者のそばにいる者が安心・安全な消費者取引のためにそれぞれの役割を果たし、事業者団体、消費者団体、専門家組織等の民間主体と行政が連携できるようにすることが重要である。」というようなことを指摘いただいていたかと思えます。

このパラダイムシフトは消費者法制度全体のパラダイムシフトとして御指摘いただいたところもあって、広い概念として指摘されているものと受け止めておりますが、それをこの消費者契約法の中に具体化していく際にどの範囲のものが考えられるのかというのは一つ検討事項になろうかと思っております。

先ほどの消費者との関係につきましても、パラダイムシフト報告書で述べられている今の箇所などを拝見しますと、消費者に関してはやはり脆弱性がある中で、いろいろな良い影響を受けながらより良い選択をしていくために、周囲にいる様々な関係主体が共創協働していくことが重要であるという観点も示されているのかなと受け止めていたところでございます。

次の点としまして、②と④の関係で、配慮を促すべき場面についてなのですが、資料の4ページでございますが、まず1つ目の○で意図していたところが、今回のワーキンググループで御議論いただく対象としては、行為規範としてこの締結について事業者が勧誘する場面に配慮してもらうべきものとして御議論いただくことが考えられるのではないかと趣旨でございました。

2つ目の更新・変更・終了過程につきましても、消費者契約すべからくというよりは、1巡目でも御議論いただいた継続的な契約との関係で特に問題になり得るのではないかと

ということがございますので、先ほど説明が不足していたのですけれども、次回以降、継続的な契約についてまた御議論いただく回があるかと思っておりますので、そちらでより具体的に御議論いただくことが考えられないかということ在意図したものでございました。

それと、後ろに出てまいります⑧との関係でございますけれども、11ページの⑧の紛争時の解決指針となることなどを記載していた箇所だと思われまます。こちらは、先ほどのように行為規範としてはまさに事業者が勧誘をしようとする場面で特に配慮してもらいたいことという形で考えられるのではないかということではございますけれども、そこでの規範、行動指針など、ソフトローで具体化することで、何か紛争が生じてしまったときの解決指針としても、事業者としてはこういうふうに行動してもらおうべきだったのではないのでしょうかという形で機能することが期待できないかという関係性を意図したものでございました。

次に3点目でございます、③との関係でございます。5ページになりますが、選択の実質性の確保、結果としての幸福の確保と、依拠する者ということの関係でございますけれども、先生がおっしゃるように、消費者自体はいろいろなものに影響を受けながら選択をしていく主体であるということは前提だと思っております。

それで、その身近にいらっしゃる方もある消費者の方の選択に影響を与えるということはあると思うのですけれども、まさにそういった影響を受けながら、実際に選択するのはその取引当事者となる消費者であるだろうということから、1点目のところでは、ここで言う選択の実質性の確保、契約をするかどうかという観点から見ますと、それについては取引当事者となる消費者ではないかというものでございます。その消費者が事業者のほうに配慮してもらおう対象として考えられないかというものでございます。

2点目の、結果としての幸福というものを見ますと、当該消費者にとっての結果、例えば生活だとか、そういうことだけではなくて、そこで生活を共にしている主体に関しても含めて配慮していただくということが考えられないかという視点で整理していたものでございました。

最後に効果との関係でございます、これは先ほど後藤委員からも指摘をいただいたのですけれども、今回の資料では少し前提を省略してしまったところがあるのですが、1巡目の資料の際にもともと問題意識としてお示ししておりましたものがございまして、それが従来の消費者契約法が取消権を中心とした枠組みによることによる限界というものでございました。

例えば、その取消権ですと、契約の効力を否定するという効果の強さから予見可能性や明確性が求められるので、対象が個別限定的になったりですとか、適用場面が限られる、取引実態の変化に対応することが困難ということがありますので、もう少し一般的、包括的な規範を仕組むことができないというところが一つございました。

また、取消権につきましては事業者の行為により消費者の意思表示の瑕疵が生じる場合で、かつその行為の不当性ですとか、意思表示の瑕疵の程度などが取消しに存するという

場面に限定されるということもございましたので、そういった課題も踏まえながら、より良い規律を設けられないかというところが問題意識としてございました。

そういった関係もございますので、必ずしも取消権という強い効果だと個別場面になるということであれば、効果が少し下がるかもしれないけれども、規範としてはより広くカバーできるものとしてこの配慮を促進する仕組みが考えられないかというのも一つの問題意識としてあったところがございます。そういうことも踏まえて御議論いただけるとありがたいと思っております。

以上でございます。

○山下座長 加毛委員、お願いします。

○加毛委員 御説明ありがとうございます。

1点目として申し上げたところについて、おっしゃるように消費者が脆弱性を抱えた存在であるのですが、他方で、消費者の在り方をどのように考えるべきなのかという点については、専門調査会でしっかりと議論をしたと認識しておりまして、そこでは消費者を単なる保護の客体であるとか、周囲の人から保護を享受する者であるとは理解されていなかったように思います。

その意味で、健全な市場の実現に向けて、消費者も一定の役割を果たす存在であると理解すべきように思われます。本日の審議内容とは直接関わらないかもしれませんが、また、消費者契約法の改正という観点からは強調される事柄ではないのかもしれませんが、以上の点は申し上げておきたいと思えます。

もう一点、これに関連して、5ページの③について、やや懸念しているのが、本日の資料の後ででてくる仕組みを導入することを考えた場合に、悪質な事業者が消費者の周囲の人たちに不当な働きかけを行うという事態も生じるのではないかということです。判断能力が相当に低下しており、同居している親族等に影響を受ける消費者を想定した場合、当該消費者の同居親族等に対して何らかの事業者が働きかけることで、消費者の選択の実質性をゆがめるおそれがあるのではないのでしょうか。その点でも、2つの観点を明確に切り分けることに問題はないのかという危惧を覚えた次第です。

○山下座長 ありがとうございます。

いかがですか。

○伊吹専門官 御指摘ありがとうございます。

1点目につきましては、おっしゃるとおりパラダイムシフト専門調査会報告書でもまさに取引当事者である消費者、事業者、それぞれの役割の重要性というものは一方で御指摘をいただいておりますので、それ自体を否定する趣旨ではございません。ここでは今回テーマが脆弱性への対応ということでございましたので、その文脈で共創協働を捉えると先ほどのようなところが主にメインになるかなという理解でございました。

また、2点目のところも配慮の概念と関わるのですけれども、最終的に配慮というのが一定の状態を確保するというところで考えますと、ゴールとして考えられるのはやはりその

選択を行っていただく消費者の実質性のところかなと思ひまして、先生がおっしゃっていただいているところはまさにそこにつながり得る、影響する要素としては一つ御議論の対象になるかなとは思っているところでございます。

○山下座長 ありがとうございます。

ほかはよろしいですか。⑤から⑧も少し入っているわけですがけれども、資料8から11ページのほうについて議論を進めていってよろしいですか。

それでは、⑤から⑧についての御意見、御質問をお願いいたします。

西内委員、お願いします。

○西内委員 ありがとうございます。

私からはこれまで出てこなかった部分として、⑧の不法行為に関して述べさせていただきます。

関係するのは、③で配慮が要求される相手方として当該契約当事者のみならず、生活を一体とするような親族も入っていることです。このこととの関係で⑧では、損害賠償の範囲としてどういった人を想定しているのか、あるいはそれをそもそもここで議論すべきなのかということも含めて、御意見があれば伺いたいと思つたところであります。

つまり、一方で、契約当事者であるところの消費者が被つた損害、典型的には恐らくは詐欺的な商法なので、支払う必要性がなかった金銭というものを支払うことになつたからこそ損害を被り、権利侵害の実質としては自己決定権が侵害されているのだと見ることができると思ひます。そして、これが権利侵害の対象であつて、そのことについての賠償という形で原状回復的には損害賠償というものが要求されるのだということが一応は想定できるのだと思ひます。こうした考え方は容易に想定できることなのだろうと思ひますし、今までされてきたのだろうと思ひます。

他方で、配慮義務の相手方として、生活を一体化している親族も入ってくるようになった場合に、この人たちに生じたような何らかの損害まで賠償対象とされるということまで念頭に置いて議論すべきなのかどうかというのはよく分からないところではあります。

つまり、まず、この場合に権利侵害がそもそも何になるのかということもよく分からないわけではあります。親族について保護されるべき幸福ということだけだとそれが民法上の権利侵害だと捉えられてきたのだろうかといいのはよく分からないところがあるわけではあります。しかも、先ほどの取引的不法行為などで権利侵害の対象として考えられてきたのは、やはり自己決定による取引当事者が被つた何かというところで考えてきたのではないかと思ひられるところではあります、これとは異なるわけではあります。

次に、権利侵害の要件をクリアしたとしても、一定の限定はされているとはいえ、同居の親族などのような人々に生じた実損の部分についても賠償の対象とするということ念頭に置くべきかは、問題となります。そういった賠償範囲を拡張させるようなタイプの義務として議論すべきなのかということについては、やはりこれを一読しただけではよく分からなかつたということがありまして、その点について現状何か考えていらつしやるこ

とがあれば何えればと思ったというところになります。

私からは以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

結局、この取引被害がなければ扶養を受けられたんだから、扶養の請求として取れるくらいの金額は取れていいんじゃないかとか、そういう話になっていくと、結構広がりというか、影響の大きな議論になりかねないということへの懸念だと思います。そのほかにかがででしょうか。

カライスコス委員、お願いします。

○カライスコス委員 ありがとうございます。

⑤から⑧についてということですが、まず⑤の8ページにつきましては、御指摘のとおり、民事的な効力を必ずしも全ての場面で規定することは必要ではないのかもしれないのですが、規範性は持たせるべきだと思っておりまして、単純に不法行為の違法性の評価根拠とするだけでは少し効果が弱いのではないかと感じております。少なくとも、御提示いただいた8ページの内容を見ていると、民事的な効力を定める規定とはしないということが考えられるかということですので、行政的なルール、その行政規則的なものとして、例えば勧告とか公表、データの効果は必要なのではないかと考えております。

あとは、具体的な行為を特定するものではないというのは御指摘のとおりだと思いますが、何が配慮の対象とされているのか、そして、どのような視点から配慮するのかということとは示すべきだと思っております。もしかしたらこの点について、雇用上の安全配慮義務といったところで生命、身体、心身の健康を対象としてもそれが損なわれることのないように配慮するというような、そのような定め方も参考になるのではないかと思いました。

それで、配慮の目的自体については消費者基本法の1条と5条に規定がありますので、これらとの関係も意識することが必要かと思えます。

次が⑥、9ページのところです。ここも非常に重要だと思っています。この検討会とワーキンググループは現代社会の仕組みに照らした検討を行う場として想定されていますが、現代社会では高度な分業が進んでいまして、広告代理店、アフィリエイト、広告プラットフォーム、勧誘代行業、代理商、取引プラットフォーム、配送業、決済関係業者、コールセンター業務などといった感じでいろいろと分業がされています。

それで、そこで必要なのが配慮義務として捉えるのか、この後、より詳細に申し上げますが、注意義務として捉えられる側面もあるのではないかと考えていまして、自分の提供する業務が不当な取引行為に利用されないように注意するということも考えられるのではないかと思えます。

それで、自らが不当な行為に関わらないように注意するとか、あるいは防止に向けた対応を取るとか、是正のための対応を取る、場合によっては申告を行うとか、その不当な行為を行っている相手方との取引を停止するというようなことも考えられるかと思えます。そして、媒介代理商とか勧誘代行業については、勧誘に関する行為規範は直接適用すると

いうことでよいのではないかと考えております。

時間を取ってすみませんが、少しより詳細に申し上げますと、この点についてこれまでこのワーキンググループで出てきている関係主体としては、恐らく高齢者を見守るような主体、家族とか後見人、その他だと思えますし、あとは地域ネットワーク、地域包括支援センターとか民生委員、児童委員、警察、自治体などといったようなもので、その一部は挙がってきているかと思えます。それ以外で重要となるのがほかの委員の先生からも既に発言がありましたが、先ほども申し上げましたような取引デジタルプラットフォーム、決済業者、決済については別途ほかの検討会で検討がされているところではあります。情報、広告プラットフォームなどといったものが考えられるかと思えます。

それで、先ほど総論的な部分で申し上げましたように、これを配慮義務として位置づけるのか、それとも注意義務と言うほうが近いのかもかもしれませんが、具体的な内容としましては、自らが関わる取引においてコンプライアンス上の問題点が生じた場合にはそれを指摘する。コンプライアンス上の問題を生じさせている相手にそれを是正してもらうような注意義務、あるいはそのような問題を生じさせるものには自らのサービスが利用されないように契約とか規約の条項を整理してもらうとか、違反行為が繰り返されるような場合には関係を切るように注意をしてもらう。あるいは、ゲートキーパー的な申告をしてもらうということも考えられるかと思えます。

それで、これを既存の例として位置づけていいのかどうか、少し悩むところではあります。私の知る限りでは、例えば銀行の窓口で疑わしいような金額のやり取りをしようとした場合にはその目的を聞いたりして、場合によってはそこで一旦止めてとか、警察に相談するというようなこともされていますし、コンビニでの詐欺防止の取組もありまして、少し性質は違うのですが、このような感じで注意義務という位置づけができるのではないかと思います。特にプラットフォーム事業者とか情報仲介業者については、それが可能なのではないかと思います。

あとは、このワーキンググループでもたびたび出てきていますが、ほかの可能性として考えられるのが、民間とか、準公的な認証機関とか、中立機関によるような認証制度とか、認定制度とか、そういうものもこの一環として位置づけることができるのではないかと思います。

この点についての最後ですが、一定の場合においては専門家への相談というものを利用することも考えられるかと思っております。どのような負担を伴う取引なのかに応じて、一定の負担が大きいような取引であれば専門家への相談を義務づけるということも考えられますし、それほど重くない、重大ではないような取引であれば、例えば消費生活相談を経ることを求めるということも考えられるかと思えます。

過去の論考とかですと、相談の制度化というふうには位置づけられている考えですが、そのようなことも考えられますし、さらには事業者団体が資金を出して相談窓口を設けて、弁護士などが相談を担当して、まずはそこへの相談を求めるというような仕組みも考えら

れるかと思えます。

それで、次の⑦番、10ページのところですが、関連する規定として消費者基本法の5条2項の中に、事業者が事業活動に関して自らが遵守すべき基準を作成することなどによって消費者の信頼を確保するように努めなければならないということが定められていますので、これとの整理も必要なのかなとは思っております。

既存の取組で特に評価できるものとしては景品表示法の公正競争規約があると思っております。事業者側からもかなり積極的に評価されているというふうに伺っていますので、これを参考にすることも考えられるかと思えます。

少なくとも勧告とか公表は必要だと思っております。既存の例としては不当寄附勧誘防止法でもそのようにされていますし、都道府県の消費生活条例でもそのような仕組みになっているところが多いかと思えます。

事業者団体による純粋な自主規制となりますと、参加していない事業者への適用の問題も生じますし、消費者の利益をどのように反映するのかという問題も生じますので、これまでワーキンググループにも出てきましたように、行政に関わる形にするということと、消費者団体、適格消費者団体などの参加を確保するということが大事なのではないかと思えます。官民協議会というやり方も検討に値するのではないかと思っております。

最後に8番、⑧で11ページのところですが、個人的な意見としましてはエンフォースメントとか執行と救済についてはそれなりに強いものにしておいて、かつ重なりを持たせるということが大事だと思っております。それを前提とした上で、ミニマムルールとベストプラクティスに分けていただいていますので、ミニマムルールについては行政による指導、勧告、公表を伴うようなものとするべきだと思っておりますし、ベストプラクティスについては助言とか推奨、認証というような対応でもよいのではないかと思えます。

最後ですが、紛争解決基準などを官民連携でつくることも必要なのではないかと思っております。

○山下座長 ありがとうございます。

そのほかはいかがですか。

カライスコス委員に私から質問ですが、最初のほうで窓口での詐欺防止の取組など、注意義務というふうにおっしゃったのですけれども、ここで言う注意義務というのはこれに違反すると注意義務違反で不法行為になるという過失などが認定されるという趣旨ですか。

○カライスコス委員 ありがとうございます。貴重な御質問をいただき、感謝しております。

そのような重いものとは現時点では考えておりませんので、まさに申し上げましたように比較対象として適切なのかは分かりませんが、銀行とかコンビニが負っているような注意義務の程度というのでしょうか。そのようなものを念頭に置いて組み立てることができるのではないかと思っております。

○山下座長 ありがとうございます。配慮というよりは、何か注意しているという趣旨の

注意義務でしょうか。

○カライスコス委員 はい、ありがとうございます。

○山下座長 そのほかはいかがでしょうか。

特によろしいですか。①から④のほうで全部言ってしまったという感じがあるのかもしれませんが。

事務局のほうから何かもし補足とかがあればですが、大丈夫ですか。

ありがとうございます。そうしますと、1ポツは大体そんなところになるかと思うのですが、非常に活発に御議論いただいてかなり論点が明確になったかと思いますが、いろいろな論点があったので全部をまとめるのは難しいのですが、まず配慮の概念とかに関してはまさにカライスコス委員が言っていたのでしょうか。自律的決定に向けた配慮ということで、自律的決定が結果的に確保されなければいけないという意味では、結果を重視するんだという事務局のお考えをさらに敷衍していただいたということかと思います。

それで、促すべき場面については、加毛委員から勧誘の場面ばかりが結構議論されているけれどもということをおっしゃっていただいて、恐らく事務局としても継続的な契約との関係ではそのほかの部分についても配慮を促すべき場面があるのだろうということで、ここはもう少し継続的契約のところを議論するときに詰めていこうということではなかったかと思います。

それで、相手方ですね。相手方についても加毛委員からあったお話で、選択の実質性の確保という観点と、結果としての幸福の確保という観点を切り分けて議論するということで、逆に議論の中で抜け落ちているものがないのかという指摘で、これは非常に重要なポイントかとは思いました。

それで、恐らく選択の実質性の確保という観点のほうは、まさに自律的な意思決定を支援する人たちみたいな周囲の方々への配慮というものが問題になり得て、結果としての幸福の確保という場合には、もちろんそちらでもそういう意思決定の支援の方への配慮も必要なんだろうけれども、そういう意味だけではなくて消費者が今置かれている生活の中での家族全体の幸福みたいなものまである程度視野に入れながら消費者に配慮を行うというような話が入っているように思えて、その周囲の方々への配慮の仕方というものが大分違うような気がするということをお話を伺いながら思っておりまして、この辺はうまく整理をしておく必要があるかなと、大変私のほうも勉強になったということでございます。

あとは、配慮の内容ですね。ここは皆様からもおっしゃっていただいたように、ミニマム・スタンダードとベストプラクティスのうち、ミニマムのほうですかね。悪化させることのないようにと言うと、少しでも悪化したら駄目なのかと、ちょっと厳しい基準だと思われるかもしれないかという御懸念と、これは全くおっしゃるとおりかと思しますので、そこら辺は少し表現の仕方を調整する必要があるかという気がいたしました。

他方で、もちろん努力義務なんだからあまり緩くなくてもいいんじゃないかというお考えもあるかもしれませんが、ただ、恐らく理念としても生活の現状を少しでも悪化させた

ら駄目ですよねというのはスタンダードとしてはちょっと厳しい感じがしますし、それはやはり消費者側の自律的な決定として自分の生活の現状をある程度悪化させるというのも自己決定の一つだとも考えられますので、その配慮のときに少しでも悪化させると駄目なのだというような受け取られ方をしかねない表現はできるだけ避けるほうが、かえって恐らく望ましいという気がいたしました。

あとは、規定方法なども、ここら辺は配慮義務についても今、言ったようなお話ですかね。だから、結局民事的な効力は定めない方向ということ自体は、基本的には明確な民事的な効力は定めないということだけれども、ただ、行政的な効力は必要ではないかというカライスコス委員の御議論とかがありましたし、あとは民事的なルールを定めないと言いつつ、⑧のほうでは不法行為の基準になるような表現をしているというところで、これが逆に事業者の側から非常に警戒感を招くと、それはそれであまりよろしくないという気もいたしますので、この辺ももう少し表現の仕方を考える必要性があるかなという気がしました。

あとは、⑥は配慮の促進の主体について、共創協働ということですが、共創協働という概念自体が非常に不明確ではないかと、冒頭で加毛委員がおっしゃってくださったことも、これは非常に難しいというか、恐らく明確な定義はあまりなくて、ただ、みんなでやりましょうということかと思うのですが、まさに消費者側の自律性とか、責任とか、そういうものも否定するものではないと思うのですが、恐らく共創協働というときに健全な市場をつくっていくという意味では、個々の消費者よりも消費者団体とかの関与というものが非常に大きくなってくるかと思しますので、もちろん個々の消費者も重要なプレイヤーであるとは思いますが、その辺も含めて様々な主体が健全な情報を共につくっていくという理念をうまく説明できるようにという必要があるのかなということですね。

あとは、ソフトローの具体化の仕組みなどは行政が指針をつくっていくとか、官民協議会を設置するという方向性についてはいろいろ御意見もいただきましたが、基本的な方向性としてはそういう方向性かなということですね。

⑧が悩ましいところなのではないでしょうか。最終的には不法行為の認定に参酌される可能性があるというふうに言うと、ではその損害賠償の範囲はどうなるのかとか、西内先生から御指摘のあったような具体的な問題を考えざるを得なくて、そこまでの強い意味はないのだということなのかもしれませんが、他方で、カライスコス委員からの安全配慮義務との比較というのも面白い指摘だとは思ったのですが、安全配慮義務は完全に注意義務としての判例では不法行為のベースの義務になってしまっているのだから、安全配慮義務と同じような義務だと言ってしまうと、それは恐らく考えているものよりかなり強い義務になってしまいますので、配慮というものがどういう内容を意味しているのかということでは参考にすべきだと思のですが、その義務の性質とかについては違うんだということをも明確にしていけないと、ちょっと議論が止まってしまう可能性がある。ここら辺は大変多くの宿題がやはりあるので、事務局には御苦勞ではございますが、改めて整理をお願いで

できればと思っております。

そうすると、次が資料の2ポツの「多様な脆弱性による影響を踏まえた契約の拘束力から消費者を解放する仕組み」というところに進んでいきたいと思いますが、資料の15から23ページの記載になります。検討事項の(1)という部分ですね。こちらにつきまして、御意見、御質問をいただければと思います。御発言をいただく際には挙手にてお知らせをお願いいたします。それでは、よろしく申し上げます。

特段御意見はないという感じですか。そんなことはないですか。

カライスコス委員、お願いします。

○カライスコス委員 すみません。ちょっと整理をしていたので申し訳ありません。

まず(1)のところということですが、15ページの2つ目の黒ポツのところは個人的には少し気になっているというのが率直なところですね。なぜかといいますと、民法90条の公序良俗違反はそれなりにハードルが高いものとして認識がされているところですね。今回の議論については消費者契約法の目的規定の中でも格差があるということが正面から捉えられていますし、今後もしかしたら脆弱性の言及がされるかもしれないという流れの中で、それにもかかわらず民法90条に委ねるのかということでは少し気になっているところがあります。

それ以外のところですね、比較法的に見た場合ということですが、EUの不正取引方法指令では代金減額についても言及が消費者契約のところですね、それが少ないということが少し気になっているところですね。

今のは15ページのところですね、次が18ページのところですが、同じくここで少し気になっているのが①のii)の結果の(深刻な結果となる契約内容)ということですが、ここも比較法的に見ると、深刻な結果となるような契約内容というのも少し範囲が狭過ぎるのではないかという気がしているところですね。

あとは、規範の明確性ということについていろいろと書いていただいているのですが、先ほど出てきた民法90条の公序良俗違反ということも、どれほどその規範が明確なのかということ、そんなに明確ではないような気もしております、ほかには保険法の57条という重大事由解除の規定もありますが、そこも信頼関係を損なうと重大な事由というものに言及がされていて、それほど明確性はないように思われるところですね。このような規定と比較した場合に、その規範的要件事実というものには認められるのではないかと考えているところですね。

あとは、その対象範囲を明確に画することは可能かということも書いていただいておりますが、民法にも改正によって社会通念という概念が入っていますし、同じく通常の事業者であればしないであろうというか、判断できる場所は存在するはずですね、その程度の明確性があれば十分なのではないかと思っております。

あとは、(1)のところスティグマということについても御言及があったのかと思いますが、すみません。今、ページが見つからないのですが。

○山下座長 19ページですね。

○カライスコス委員 失礼いたしました。ありがとうございます。

19ページのところでスティグマへの言及をしていただいておりますが、個人的には例えば合理的に判断できないような状況に乗じてというような規定の仕方、つまり固定的な指標による類型化ではないような規定の仕方をした場合であれば、それは一時的なものでも当たりますし、あくまでもその場面において合理的に判断できない状況にあったというだけですので、スティグマになるようなことはないのではないかと思います。

加えまして、先ほどの議論との連携にはなりますが、その配慮義務の規定として、座長からも御言及がありました。自律的な意思決定を行えるように配慮しなければならないというような規定も併せて存在すれば、それほどそのスティグマのことは心配する必要がないのではないかと思います。

次が、深刻な結果となる契約内容について、その消費者の生活の基盤となる財産を失う内容の契約を捉えることが考えられるかということを書いてありますが、これは比較法的に見て少し厳し過ぎるのではないかと思います。生活の基盤となる財産を失うような契約はもしかしたら禁止されるべき契約なのではないかと、先ほども少し議論がありました。基本的に合理的な判断が困難な状況に乗じたのであれば原則的に解除できるようにする必要がありますし、先ほど申し上げた通常の事業者が判断できるかどうかという程度で申し上げますと、通常の事業者であれば判断力不足に乗じるようなことはしないということが想定されるかと思いますので、そのような明確性でもって足りるのではないかと考えております。

あとは、フィージビリティの確保というところで、これは21ページでしょうか。連絡という言葉を用いていただいているのですが、この連絡をただけだと悪用され得るのではないかと懸念がありまして、連絡をしたのでそれでよいのだということではなくて、消費者が第三者に相談をしたというようなことを、より積極的に求める必要があるのではないかと思います。

ただ、では相談をすればそれでオーケーなのかということ、またそこも難しいところで、相談自体はしたんだけど、やはり判断力の不足に相手方が乗じるということは考えられますので、その能力、状況と配慮、対応との相関的な関連性を持って判断するしかないのではないかと考えております。

したがって、これとの関連で次に大事になるのが、消費者が連絡とか相談を拒否したというような場合も考えられるかと思います。そこでも拒否をしたからそれで終わりだということではなくて、やはり合理的な判断ができないような困難な状況にあって拒否をしたということであれば、それは判断力の不足に乗じたというふうには判断できるのではないかと思います。

あとは、次のところでしょうか。最後の責任の問題が生じるのではないかとこのところではあります。これはあり得る話だとは思いますが、そこは注意義務の軽減というのでしょうか、

特に無償行為の場合にはそのような方向性が考えられるのではないかと思います。

最後ですが、原状回復範囲を限定する規定について御言及いただいているところですが、事業者が判断力不足に乗じたということであれば、基本的には消費者の原状回復義務は現存利益ということに、既存の規定との関係を考えて場合もなるのではないかと思いますし、先ほども少し申し上げましたように契約締結補助者、その代理とか媒介を用いたような場合において、そのような補助者が判断力の低下に乗じたというような場合には、解除権はやはり本人である事業者に発生するとすべきなのではないかと思いますし、そのような第三者である事業者に独自に配慮義務違反が存在するというような場合には、その第三者である事業者、契約締結補助者に対しても対抗できるようにするべきだと考えられるかと思えます。

すみません。長くなりましたが、(1)について以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

では、大屋委員。

○大屋委員 ありがとうございます。

1つ目は15ページのところなのですが、契約の無効について当面は民法90条でということが書かれているわけですが、片方に確かに契約の内容自体が公序良俗に反する。先ほどちょっと狭過ぎるとは言われましたけれども、すみかを失うようになるような契約は公序に反するのではないかということが想定されると思うのですが、他方で、民法で言うと3条の2とか9条のように、要するに本人の意思能力に低下が見られる。それである以上、一定の意思表示がされたとしても、それを完全に真正なものとして見ることができないから契約は無効になるんだということも考え得るような気がしますというのが1つ目のお話でございます。

2つ目に、それを踏まえて19ページの②なのですが、パターンとしてどんな消費者であっても場合によってはそういうことがあるよねという脆弱性のケースと、本格的にその脆弱性が深刻になっているケースというのは両方考えて措置をしたほうがいいのではないかと思いますということです。

1つ目の、要するに実質的に適切な判断をすることが困難な状態というのはどんな人にも生じ得るわけで、そのときに契約をした結果、それを後で後悔するということは日常的にもあり得るだろう。

だから、失恋の衝撃を受けている状態で旅行に行く契約とかを結んでしまって、後でこんな大金使うんじゃないかと思うみたいな状態が一つだと思いますが、この場合には必ずしもその結果が悪いとは限らないわけであって、行ってみたらよかったと思うようなことはある。そうすると、こちらは対応するものとしては解除権を想定すればいいのであって、そんなことはなくてやはりあれは失敗だったと本人が思ったときに、契約を後から処理するようにすることは可能だろうと考えられる。

他方で、加齢による判断力の低下により適切な判断が困難になっているという深刻なケースにおいては、その人がその後、状況が変わって判断できるようになるということ自体が想定し難い。相対的には少なくとも想定し難いわけですから、これは解除というよりはやはり事前の手だてで阻止する方向に持っていかなければいけない。

そうすると、例えばその判断力低下が分かっているのに付け込むような契約を結んだことについて、その判断力低下ということと、この付け込みの双方の効果を見て合わせ技的に無効にするというような考え方はあるのではないかと思われるということです。

それで、これ自体が社会的スティグマにつながる可能性はないかという指摘は、それ自体はもっともだと思うので、特にこれを75歳以上みたいな年齢条件だけで客観的に判断してしまうとよくないだろう。

例えば運転免許の例を見ますと、75歳を超えると認知機能検査がありますということになっていて、この認知機能検査で問題がなければそれは差し支えないわけですね。事業所の側の配慮義務としても、一定年齢以上に達しているような人についてこの認知機能のチェックを義務づけるようなことを考えて、それで駄目だということが分かったにもかかわらず付け込み型の契約を結んだ場合とか、あるいはその認知機能検査自体を行わずに悪質な契約を結んだ場合の行為対応の悪さというものを基礎として無効に結びつけるというようなことを考えていく必要があるのではないかと思います。

以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

加毛委員、お願いします。

○加毛委員 カライスコス先生と大屋先生が様々な点を指摘されたのですが、先生方が指摘された内容と、本日の資料で解除権として説明されている内容が、いかなる関係にあるのかを整理しておくべきように思います。

その前提として、まず、15ページにおいて「解除権については、契約類型ごとに特有の事情や政策上の必要性を踏まえて活用し得る手法と考えられ、また、契約の効力の否定を消費者の意思（権利行使）にかからしめることが可能であることから、消費者契約法における契約の拘束力からの解放手段として用いることが考えられるか」と書かれています。しかし、ここで書かれている内容で、解除権の成立を十分に基礎づけることができるのか、私にはよく分かりません。

本日の資料では、解除権の発生根拠をどのように理解しているのでしょうか。「契約類型ごとの特有な事情」が根拠なのでしょう。それとも「政策上の必要性」が根拠なのでしょう。また「契約の効力の否定を消費者の意思（権利行使）にかからしめることが可能である」とされていますが、これは取消権も同様であり、なぜ解除権を認める理由になるのかが分かりません。

そのことを申し上げた上で、カライスコス先生や大屋先生は、事業者が消費者の脆弱性に乗じたり、付け込んだりする場合に言及されたのですが、そのような理解は、事業者の

行為の悪性に着目して契約の拘束力からの解放を認める権利として、解除権を構想するように思われます。もっとも、そのような権利としては、既に取消権が存在するのであり、なぜ取消権の対象を拡張するのではなく、解除権という新たな権利を消費者に付与する必要があるのかを明らかにする必要があります。

他方、私は本日の資料を拝読した際には、根拠が十分に説明されていないものの、資料のいう解除権とは、事業者の行為の悪性を問題とせずに消費者に付与される権利として構想されているものと理解していました。そのような理解で間違いがないかについて、確認させていただければと思います。

その上で、事業者の行為の悪性を前提としない解除権の根拠が問題となります。18ページでは、「消費者が適切な判断をすることが困難な状態」と「深刻な結果となる契約内容」という2つの観点が挙げられています。これらからすると、消費者の判断能力の低下と契約の帰結の重大性という2つの点が、解除権が発生する根拠とされているようにも思われます。

仮にそのような理解が正しいとして、1点目の「消費者が適切な判断をすることが困難な状態」において、消費者の要保護性が高まるのは確かですが、それだけで取引相手方である事業者が契約の効力が事後的に否定されるという不利益を課してよいのかについては、慎重な検討を要するように思います。

この点に関しては、事業者にとって解除権が発生する場合は明確であればよいという反論が考えられるのかもしれませんが、大屋先生も言及されたように、消費者の年齢を基準として解除権を与えることが想定されているのかもしれませんが。そのような形で解除権を法定すれば、事業者としては、消費者の年齢を確認した上で、75歳以上である場合には、重要な内容の契約は締結しないことによって対処することも考えられるところです。しかし、そのような解除権の法定は、一定年齢以上の者に対して、判断能力の低下という社会的なステイグマを与えるのではないかと思われ、はたして受け入れられるものであるのか、疑問に感じます。

この点は成年後見制度の改正審議において議論があったところであり、判断能力が低下している方であっても、周囲の人のサポートなどを得て意思決定をする可能性があるところ、成年後見制度のもとで行為能力を制限することが正当化されるのかが問題とされました。そのような議論を前提とすれば、消費者契約法に関しても、消費者の判断能力が低下している場合、残余の判断能力をどのように活かしていくかを議論すべきであって、その議論をふさぐような解除権の付与は望ましくないという批判が向けられそうに思います。

私自身は、成年後見制度の改正審議の過程では、本人の自律的な意思決定の尊重ばかりを重視する議論に不安を感じ、本人の保護の要請を軽視することに危惧を覚える旨を繰り返し指摘しました。しかし、法制審議会の部会審議において、そのような意見は少数派にすぎず、多くの委員・幹事は、判断能力が低下した方にも、単独で有効に法律行為をすることを広く認めるべきであるという見解を主張されていました。そうだとすると、消費者

の判断能力が低下していることを根拠として、事後的に契約の拘束力を否定する権利を認めることに対しても、強い批判が向けられるのではないかと懸念されるところです。

次に、もう一つの観点として挙げられている、20ページのii「深刻な結果となる契約の内容」についてですが、「生活の基盤となる財産を失う内容の契約」が例示されていますけれども、例えば、高齢の消費者が現在住んでいる生活の基盤である家を売却し、その代金でサービス付き高齢者向け住宅に入居することは、何ら妨げられるべきことではないと思います。他方、家を買おうとしている事業者からすると、売主である高齢者がその後の生活の本拠を確保しているのかを確認しない限り、安心して契約を締結できないこととなります。そうだとすると、例えば、消費者が、家売ったお金で一定期間旅行に出て、帰ってきてから、新しい生活の本拠について考える、というようなことを言っている場合には、事業者としては、契約をするが危ないということになるかもしれません。この場合、優良な事業者にとっては、契約を締結しないことが合理的な選択肢になる可能性があり、消費者としては、優良な事業者に家売ることができなくなる場合もあるかと思っています。

他方、仮にサービス付き高齢者向け住宅に入居するということを前提として契約が締結され、実際に消費者が家を売却した後にサービス付き高齢者向け住宅に入居したという事例についても、当該消費者が事後的に入居が失敗だったと思い、元の家に戻りたいと考えた場合に、消費者が家の売買契約を解除できるのかが問題となります。そのような解除を認め、事後的に契約の効力が否定されることになると、事業者が不測の損害を被る可能性があります。

21ページでは「事業者が消費者が適切な判断が困難である状態にあること等を疑うことができなかつたことにつきやむを得ない事情がある場合」には、例外的に解除権が否定されるものとするのが提案されていますが、このような例外基準によって、ここで挙げた事例における契約解除が否定されるのかが良く分かりません。この辺りについて、優良な事業者が受け入れられる規律を真剣に検討しないと、本ワーキンググループや検討会で解除権の新設を提案しても、経済界から強い批判を受けるように思います。その点について、危惧を覚えたことを申し上げておきたいと思います。

○山下座長 ありがとうございます。

そのほかはいかがですか。今の加毛先生の御意見に対してでももちろん結構です。

カライスコス委員、お願いします。

○カライスコス委員 ありがとうございます。

加毛委員の御指摘は非常に重要だと思っています。

ただ、私の理解では、20ページのところは2番ということで、19ページにある1番との関係があつて、つまり消費者が適切な判断をすることが困難な状態にありながらなので、適切な判断ができなくて住まいを失うことになったということが前提になっているのではないかと理解しておりますが、それで間違いないでしょうかという確認も含めてです。

以上です。ありがとうございます。

○山下座長 これは、事務局への質問でしょうか。

○伊吹専門官 ありがとうございます。

今、カライスコス先生がおっしゃっていただいたように、例えば18ページなどが全体像ではあったのですけれども、対象場面としてこの i の適切な判断をすることが困難な状態と、ii の結果、深刻な結果となる契約内容という観点で捉える。そういう判断が困難な状態でそういった結果になるという場面を捉える趣旨でございました。

○山下座長 では、加毛先生。

○加毛委員 消費者にとって判断が困難な状況というのは、取引相手方である事業者に見可能なのでしょうか。

例えば、消費者が誰かに相談をしたうえで契約を締結すれば解除が認められなくなるという制度を新設することは考えられるかもしれませんが、先ほどカライスコス先生が、専門家に対する相談を制度化する可能性を指定されました。そのような制度を新設できればよいかもしれませんが、本当にそのような制度をつくることができるのかという疑問があると同時に、そのような制度の新設は、結局のところ、成年後見制度のラベルを変えたにすぎないとの評価も考えられます。成年後見制度に対して様々な批判が向けられている中で、消費者契約について同じような制度を新設することが受け入れられるのかはよく分かりません。

実質的に見れば不都合な結果は生じないというカライスコス先生のお話は、神様の目から見ればそうだとすることにすぎず、実務的には受け入れられないのではないかという危惧は変わらないように思います。

○山下座長 すみません。西内先生がお手を挙げているのですが、この議論の流れなので、カライスコス先生。

○カライスコス委員 ありがとうございます。西内先生、申し訳ありません。

あくまでも整理をするという意味なのですが、成年後見との関連性がすごく重要だと私も考えているのですが、成年後見の範囲と、ここで言う脆弱性の範囲はかなり異なっているような気もしてまして、必ずしも成年後見イコールここで言う脆弱性ではないことを整理したいと思います。こちらで言う脆弱性のほうは広くて、まさに先ほどもありましたように誰でもそれに陥ることができるのだということを考えると、やはり意識はしながらも分けて議論することも必要なのだろうとは思っております。

○加毛委員 成年後見制度についても、誰でも陥る脆弱性が問題とされていると考えられているので、消費者の脆弱性は誰にでも問題となるが、成年後見制度は特殊な人にしか関係しないという認識を前提として議論することは避けるべきように思います。事業者の行為の悪質性を問題とせず、消費者の脆弱性を根拠として消費者の保護を図ろうとする場合、成年後見制度との区別は難しいのではないかと思う次第です。

○山下座長 そうですね。脆弱性というものの捉え方が非常に難しいですね。高齢になれば誰でも陥るという意味ではあれですし、今、カライスコス先生が言っているのは多分判

断力が障害等によって落ちている状況というのは特殊ではないかという御趣旨だと思うので、でもお二人のおっしゃっていることは消費者法のつくり方に非常に関わる部分だと思いますので、引き続き少し事務局のほうでも整理していただく必要があるかと思います。

西内先生、お待たせしました。お願いします。

○西内委員 加毛先生に対する補足というか、私なりにこれを見たときにどう考えたのかというところを述べさせていただこうと思います。新しい契約の効力の否定事由などを加えようと思う場合には、私のこれまでの考えがそうなのですが、既存の制度がどういったものかということを考えて、それがどのような制度に今回の制度は近いのかとか、あるいはこのような既存の制度をどのようにしたら、どのような理由で拡張できるのかという点から考えていくべきではないかと思うわけですね。

つまり、真空の状態で新しい制度を考えようとしても、やはりそれはかなり不明確性を伴うものになりかねない。したがって、消費者契約法の4条が詐欺、脅迫の拡張類型としてつくられたように、一定の模範型というか、悪い類型みたいなもの考えた上で、どの点をどういった理由で緩和できるのかということなどを中心に問題を考えていくべきなのではないかと。さもないと、今回の議論のように各委員が思っているものなどについて少し念頭に置くものが違うことになる、あるいはこれで本当に根拠づけられているのだろうかというところの懸念が生じてしまうのではないかと思ったということになります。

具体的には、今回提案されている解除権を最初に見たときの印象は暴利行為に近いのかなとも思ったわけです。手続面と結果面が入っているというところがそう感じましたし、3番目のフィージビリティのところもいわゆる手続に近いようなところとか、一定の手続さえ規制すればいいんだといったところがあって、その手続と結果のような、つまり何かしらの悪性というか、消費者の関与が限られた、当事者の弱いところに付け込むという手続的なところと、結果としての重大性などが考慮されているのかなとも思ったのです。他方で、加毛先生も付け込みという点について大屋先生やカライスコス先生がおっしゃっていますがというふうにおっしゃっていたと思うのですけれども、素案だと付け込み的なところとか、事業者の悪性的なところは必ずしも求められていないわけです。また、暴利行為との大きな違いとしては、結果の部分に関してもどちらかということ、事業者の暴利性や消費者の不利益性というより、判断が困難なような取引類型などが抽出されているような印象も抱くわけではあります。

つまり、家屋のようにかなり大きな額の販売だからこそ、日常的な経験ではなかなか判断しづらいだろうというところが抽出されているようにも見えなくはない。つまり、結果として不利益が生じる取引なのかというところが抽出されているわけではないわけではありまして、それは加毛先生の御指摘にもあったように、家などを相当対価で売却したような場合などは形式的には不利益はないわけではありますので、そういった暴利行為的な一方当事者の不利益は見られているわけでもない。

そうだとすれば、どちらかということ念頭に置かれているのが制限行為能力制度や意思無

能力制度、そちらとの連続性のほうがどうも意識されているようなところも見え隠れするところ。このように見ると、暴利行為制度と制限行為能力ないしは意思無能力制度、そのどちらにどういうふう近づけた制度をつくるのかというところなどがまず考えられる必要があるのかなと思うわけです。

他方で、解除権という効果からすれば、より消費者契約などで広く使われている制度としてはクーリングオフがあるわけではありまして、これとの関係も少し意識されているのかなという点も懸念材料として存在しているところではあります。

もちろんクーリングオフでは、その原型となるクーリングオフなどは訪問販売などのように相手方に不意打ち的な、相手方が安心しているような領域などにいきなり付け込んでくる。いきなり入ってくるというような侵入型などが想定されているとは思っています。けれども、他方でクーリングオフでもかなり拡張されてきたという歴史はあるわけではありまして、拡張類型などの内容や、あるいは拡張の仕方などを抽象化していくと、今回議論されているような解除権などと連続して議論できるものがないのかということなどは慎重に議論されなければならないのかなと思うところではあります。

とりわけ、例えば特定継続的役務提供などのように社会問題化したような一定の類型などでクーリングオフが認められてきた類型があります。一定の重大な類型などについては規約の解除をさせるべきなのだとするところが認められてきたわけではありますので、これが今回の検討事項などで言うところの一定の契約類型と関係しないかという点も含めて、一定の結果としての契約類型なのであれば、解除権が発生する可能性があるということとどう関係があるのかということなども併せて考えていく必要があるのかなと思ったところが、印象じみたコメントですけれどもということになります。

私からは、以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。

加毛先生、どうぞ。

○加毛委員 先ほどの発言の最初のところで申し上げたのですけれども、西内先生のご発言にも表れていたように、今回提案されている解除権の発生根拠は何であると事務局は理解されているのかを明確にしておいた方が良いでしょうと思います。事業者の悪性を問題とせず、消費者の事情のみに基づいて契約の拘束力を否定する制度をつくろうという構想なのでしょう。ここが確定しないと、議論が進まないように思いますので、ご説明いただければと思います。

○山下座長 事務局、いかがですか。

○伊吹専門官 ありがとうございます。

先ほど加毛委員からおっしゃっていただいたように、この事業者の悪性という要素ではない形で、何らか消費者の契約の拘束力からの解放手段が設定できないかというのが前提でございます。

ここも資料で省略してしまっていて大変恐縮だったのですけれども、1巡目の議論で先ほど申し上げた取消権の枠組みの限界ということで、取消権の場合は意思表示の瑕疵ということがある種、根拠になっていて、かつ現行の契約法ですと事業者の行為の不当性ですとか、消費者にとっての意思表示の瑕疵の程度がその意思表示の効力を否定するにふさわしい場合に限定されているということがございました。

他方で、脆弱性を踏まえていった際には、必ずしも意思表示の瑕疵とは言えない場面もあるし、消費者がひどい結果に陥ってしまうというのも必ずしも事業者がすごく不当な行為をしたからというよりは、例えば先ほど来、典型例として出ている、年齢を重ねてしまってどうしても判断力が下がってしまうということ自体に関しては事業者が何か操作しているわけではないということもありますので、そういった事情の中で配慮というものが一般的に広く薄く規範を設けるものだとして、特にひどい事態になってしまう場合の何らかの解決手段を設けられないか。それが取消権だとなかなか捉えにくいのであれば、それ以外の手段が何か考えられないかというのが問題意識でございます。

○山下座長 加毛委員、お願いします。

○加毛委員 そのような御理解だとすると、前半の話にも関わり、恐らくカライスコス先生が指摘されたところにも関わると思うのですけれども、やはり事業者には消費者の利益に対する配慮義務が課されており、そのなかで深刻な配慮義務違反については、契約の解除という法的効果が導かれるということなのではないでしょうか。前半では、損害賠償責任だけが配慮義務違反の民事法上の効果として想定されると説明されていましたが、ここでは、配慮義務違反を根拠として解除権の発生を基礎づけることが考えられているように思われます。

○山下座長 いかがですか。

○伊吹専門官 ありがとうございます。

配慮との関係というのは、一つの論点だとは思っております。

ただ、配慮規定自体の直接の効力として位置づけているかということ、今は必ずしもそういう構成ではないというところはございます。

といいますのも、先ほどの配慮のところでも申し上げたところと関わるのですけれども、従来の取消権というものがその効力の強さから適用場面が個別具体的になっていたということがございまして、その点を一つ手当していくものとして、必ずしもそういう強い効力ではないけれども、広い範囲をカバーできるものとして配慮に関する規定というものがまず考えられないか。そういったものがあつた上で、そうは言っても特にひどい場面ではもう少し強い効果というものが考えられないかというものがこの2ポツの論点という位置づけで考えておりました。

大きい視点として、先生がおっしゃるような脆弱性にまつわる問題に関する広く薄い手段と、少し場面を特定して強い手段という意味では関連をしているのですけれども、現時点で特に配慮規定と直結させる想定ではありませんでしたが、そこは御議論の対象かと思

いますので、その辺りも含めて御議論いただけるとありがたいかと思っております。

○山下座長 いかがですか。よろしいですか。

そのほかはいかがでしょう。特によろしいですか。

かなり活発に議論をしていただいたと思います。非常に本質的な部分に関わっている部分でもありましたので、こう言い方も変ですが、大変議論が盛り上がりました。なぜ解除権を与えるのかというところについての議論というか、考え方の違いというものが一つ大事な部分なんだなということを、カライスコス先生と加毛先生の御議論を聞いていて思いました。大屋委員もおっしゃってくださいましたけれども、解除というものを何の救済として与えているのかということですね。そこはいま一つはっきりしないという部分があったのかなという気はいたします。

最後に加毛委員が言っていたこととも関連するかと思っていたのが、私は事務局の説明とは若干違っているのですが、最初に説明を伺ったときに配慮義務の強いバージョンなのではないかという気はちょっとしていたんです。つまり、配慮義務というのは広く薄くあるんだけど、この辺の取引についてはかなり強い配慮をしておかないとまずいよねというところがあって、そこで深刻な被害が出てしまうような場合にはやはり契約から解放してあげないとまずいんじゃないかという意味では、かなり強めの配慮義務みたいなものがあるって、それは事業者の悪性はないんだけど、そういう契約なんだからもうちょっときちんと配慮しないと駄目だよねと言えなくもない。

事業者が故意に義務違反をしたのだということを積極的に証明するのはかなり難しい場合もあり得ると思うので、客観的な状況の中でそういうものがあるということなのかなと思っていました。もっとも、私も自信は全くないところです。

また、解除権を使うこと自体はいいと思うのですが、取消権とどこが違うのかとか、いろいろ考え方があると思います。取消権というやはり意思表示の瑕疵とか、そちらの方向にいきがちなので、解除でやりたいという事務局の立場も何となく分かることは分かるという気もいたします。

ですので、やはり説明の仕方についてきちんとする。その説明の仕方がある程度納得のいくものであれば範囲もおのずから決まってくるという気もいたしますので、そこら辺が重要かなという気はいたしました。

西内委員のご指摘も、非常に重要な点だと思います。どの制度に近いかという視点から整理して下さったところですが、恐らくどれにもきれいには分類できないというところで、どれかで決めるということではあるんだと思うのですが、そこら辺は事務局のほうでもう少し整理をしていただくということかと思えます。

そういうことで、今15時45分ですね。それでは、少し先のほうに進んでもよろしいですか。検討事項の(2)、24ページ以下になりましょうか。そちらについても御発言をいただければと思います。「消費者契約法以外による対応可能性について」ということです。よろしくお願ひします。

カライスコス委員、お願いします。

○カライスコス委員 ありがとうございます。

24ページの(2)のところですが、関係する主な意見の中で挙がっているところを再確認したいとまずは思っております、やはり一定の契約自体の禁止とか、無効とか、場合によっては前にも申し上げた記憶があるのですが、同じ事業者が形を変えて同じようなことができないようにするという営業停止的なものは、踏み込んで検討するべきなのではないかとまず前提として考えております。

それで、不当寄附勧誘防止法の存在はかなり参考になると思っております、少し複合法としての性質を有するところですので、今後消費者契約法もそのような複合的な一般法として構築していくということが考えられるのではないかと思います。

専門調査会で消費者契約法に特化して検討を行ったわけではないというところが大事だと思っております、他の関連法としては景品表示法がすごく大事なのではないかと考えております。特に現代社会における取引を考えますと、表示というものがデジタルなどでかなり消費行動に影響を及ぼすわけですので、これは別の場で検討することになるのかと思います。意見として申し上げておきますと、景品表示法の対象を表示というものに限定するのではなくて、例えばEU法におけるように不公正な取引行為全体を対象とするものとして構築すれば、行政ルール的一般法として位置づけることが可能になるのではないかと考えております。

以上です。ありがとうございます。

○山下座長 ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。

加毛委員、お願いします。

○加毛委員 最初の発言にも関わりますけれども、消費者にとって深刻な事態が生じないようにするという予防の観点是非常に重要であると思っております。消費者契約法については事後的な対処が主たる効果ということになるわけなのですが、そもそも問題が起きないのが一番であるということは間違いないだろうと思っております。

この点で、悪質な事業者を適切に取り締まることは必要であると思っております。ただ、それに加えて、消費者の側で何ができるのかということも、視野に入れていくべきではないかと思うところです。

別のコンテキストではあるのですが、昨年の閣議決定「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、家計の金融情報の「見える化」が重要な施策の一つとして挙げられ、その実現に向けた検討も始まっています。もっとも、判断能力が低下していない人であっても、自分の金融情報を適切に把握していない場合が多いように思われ、そのような状態が悪質な事業者に付け込まれる素地の一つになっているのではないかと考えられます。

消費者契約法の話からは外れてしまうのですが、ここでは消費者契約法以外の施策についても発言してよいということであれば、消費者の側における取組も適切に検討する必

要があるように思います。その意味で、健全な市場を「共創協働」する主体としての消費者の位置づけも重要であると考えられることを申し上げておきたいと思います。

○山下座長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

大屋委員、お願いします。

○大屋委員 多分、言っておかないといけないのだろうと思ったので手を挙げたのですが、けれども、デジタル取引・特定商取引法の検討会を別にやっております、そちらのほうで前回問題になったのは、誘導的手法とか攻撃的手法ということであったわけですが、ただ、特にこのうち誘導的手法について言うと、自然発生してしまうというケースが想定される。

そうすると、これは行政法的に営業停止などの措置をかけるという対象ではあまりない。むしろ是正はしてもらわなければいけないけれどもという話だったり、あるいはその結果として発生した契約自体の効力を民事的にどうしようかという話だったりするので、これはどちらかという消費者契約法のほうでやるべき問題だろうと思われる。

逆に言うと、先ほど解除権の前提として、これは消費者の脆弱性のほうであって事業者の悪性ではないのだという御説明があったわけですが、事業者の悪性からいろいろなものが生じているケースというのはどちらかという特定商取引法のほうに持っていくということになるかと思いますが、両方の検討会でその辺りの平仄を合わせてやっていくということが必要であるという指摘をしていくと、全部私のところに返ってくるんですけども、そういうふうに思いましたということです。

それからもう一つ、今、加毛委員のおっしゃった、消費者の側がやはりちゃんと自分で分かって、ちゃんとしなければいかぬということもあるのではないかという流れの話の一環として、ただ、消費者に分らせる努力というのを事業者がすることも必要であるという観点からすると、特定商取引法のほうで最終確認画面という表示義務で今やっているところをもうちょっと強化していこうという話は出てくるところだと思いますので、これも組合せで対応していくといいのかなと思います。

要するに、契約条件をきちんと消費者が手元で確認できるような形で残すところまで事業者にはちゃんとやってくれと。今は表示義務なので、そこをスクショしてくれみたいになっているのですが、そうすると消費者の脆弱性がしょっちゅう生じそうな事案になってきますので、そこを両方がきちんとできるようにもう一步事業者頑張ってもらおうというようなところに持っていけると、両方の制度がかみ合うのかと思いますということです。

以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょう。よろしいですか。

ありがとうございます。今、大屋委員からもおっしゃっていただいたように特商法とか、カライスコス委員からは景表法などとの協働が非常に重要だということで、これはおっし

やるとおりで、やはり業法的なほうからの改正というか、業法的な対応というものを消費者契約法と組み合わせることが非常に重要になってくるのかなと思います。

それで、今、大屋委員からおっしゃっていただいたように、結果的に誘導的になってしまふようなデジタル商取引について、つまり誘導的な取引自体を意図的にやっているわけではないんだけど、結果的にそのようになってしまふケースというのは今後非常にたくさん出てくると思うのです。取引に人間が関与しないでいつの間にかそうなっているというケースが今でも結構あるのかなと思います。

そうすると、行政的な扱いとしては行政罰をかけるとかという話ではなくて、民事的な対応と、あとは是正措置的なものを求めていくというものを組み合わせないといけないということではないかと思います。

そこら辺は、個別の事案への民事的対応の問題と、行政的な措置とを組み合わせ、有機的に関連させながら救済を図らないといけない。これだけデジタル取引が広まってしまうと、そういう問題が起きたときには大量の消費者被害が出てくるわけですが、そうしたときに事後救済だけではなく、行政的措置との組み合わせが必要になってくるかと思うので、そこら辺を議論をしていく必要があるかという気がいたしました。

あとは、加毛委員から消費者の取組というものについても、よく考えていく必要があるというのもまさにおっしゃるとおりなのですからけれども、これはなかなか消費者契約法だけではできない話になるかと思しますので、ここら辺はそのほかの部分で議論をしていただくということで、こちらとしては要望的なものにとどめることになるのかもしれませんが。デジタル商取引の議論にも参加している大屋委員は大変になるというお話ですが、私のほうは楽になるという話なのかもしれません。いずれにしましても常に有機的に関連づけながら議論する必要があるということは確認しておかないといけないかなと思いました。ありがとうございます。

それでは、最後ですね。3ポツの「取引当事者である消費者に依拠する者の生活の維持を困難にすることを回避する仕組み」ということで、27、28ページの部分にあります検討事項について御意見、御質問をいただきたいと思います。御発言いただく場合には、挙手にてお知らせください。

後藤委員、お願いいたします。

○後藤委員 後藤です。

一部、音声が切れたりするところもあったので全てをフォローし切れていないのですが、もし既に議論されていたら申し訳ありません。

最初の項目のところで大屋委員から御指摘があった点なのですが、消費者に依存している人と、あとはその人が困窮したら扶養しなければならなくなってしまうからやめてくれということをお願いという人がいて、後者はむしろ事前に関与させていくべきではないかということは、非常にもっともだなと思いつつ伺っていたのですが、その点についてどういう御回答が事務局からあったかというのをちょっと聞き漏らしてしま

ったかもしれないので、そこの整理もしていただければと思います。よろしくお願ひします。

○山下座長 事務局からもし何かあれば。

○伊吹専門官 ありがとうございます。

今、この資料としましては今おっしゃっていただいたように、1ポツのところと3ポツのところ相互に関連し合っているところはございまして、1ポツのところは先ほど来御議論いただきましたように事業者側が消費者側に対して配慮してもらおうという際に、その生活という観点で言うと、当該消費者だけではなくてその生活を共にしている方ということに関して配慮の対象としていくことが考えられないかという方向性で一つ検討事項とさせていただきますところではございました。

それで、それを超えてその扶養義務を負うこととなる者ということの関係で、どこまで法的な対応として、対象として含めていくかというところが、これまでの御議論の中で扶養請求権と同等のものと想定されるかどうかという観点など、御指摘いただいたことを踏まえて整理していたものではございましたが、大屋先生から御指摘いただいたところを踏まえて、また御意見などをいただければと考えているところでございます。

○山下座長 ありがとうございます。

後藤先生、いかがですか。

○後藤委員 取りあえず、今の御回答で承知しました。ありがとうございます。

○山下座長 それでは、ほかにいかがでしょうか。

では、どうぞ。

○黒木審議官 今、後藤先生からも御指摘がございましたけれども、最初に大屋先生が1ポツのほうで配慮の対象に入り得るかという範囲での御議論、消費者に依拠する者のほうについては我々が資料をつくって御議論いただいたのですが、そうではない逆と言うと変でしょうか、消費者が困窮することによって新たな負担を負うことになるような者との関係では事前に関与するようなアプローチが考えられて、それはたしか3ポツのほうで考えるのではないかという御指摘だったと思います。それについて、もう少し詳しく教えていただければと思います。

といいますのは、今、事務局の御用意させていただいた資料ですと、3ポツは1ポツの範囲で考えることでどうでしょうかということになっておりますので、その辺りのお考えを伺えればと思っております。

○山下座長 では、大屋委員、お願いします。

○大屋委員 私が言い間違ったかもしれないと思いつつ言っているのですが、私の想定していたのは21ページで、iiiのフィージビリティ確保のところ第三者の見守りの話をするわけですね。それで、この第三者として特に有効だと想定されるのは、契約当事者が困窮した場合にそのツケを払うことになる子供世代だろうというふうに想定される。この第三者に連絡をして関与させなさいという手続を取っておくことが、野放図な浪費的契約な

どを高齢者が行ってしまうことへの歯止めになるのではないかと思ったということです。

○山下座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

加毛委員。

○加毛委員 21ページの1つ目の○の2つ目の点において、消費者が一定の契約について、「締結に先立つ連絡先となる第三者を予め指定することができる仕組みを設ける」ことが提案されているのですが、この指定は消費者が事業者に対して行うことを想定しているのでしょうか。

このような制度を設けたとしても、例えば連絡先の第三者として子が想定される場合、契約の締結に子の意見を聞きたくないと考えている高齢者については、意味がないように思います。大屋先生がおっしゃるように事前に様々な人と相談すべき契約があることは間違いないのですけれども、それを実現する制度としてどのようなものが考えられるのかについては、もう少し詰めた検討を要するように思います。

また、一定の属性を有する消費者については、連絡先となる第三者を指定しておかなければならないものとする制度や、第三者を指定した上で登録も要するという制度をつくるということになると、制度創設のコストもかかりますし、先ほどカライスコス先生とのやり取りの中で指摘した成年後見制度と関連するスティグマの問題が、ここで形を変えて出てくることになるのではないかという気がいたします。

以上のような懸念があるのですが、差し当たり、ここでいう第三者の指定が、誰が誰に対して行うものであるのかという点を確認させていただければと思います。

○山下座長 事務局、いかがでしょうか。

○伊吹専門官 御質問ありがとうございます。

現時点で決め打ちで固まったものを想定して記載しているわけではないのですが、イメージとしましては、どちらかといいますと消費者と第三者との間で私がこういう契約をするときは連絡先としてお願いしますということを想定しておりました。

補足としまして、一定の契約に括弧を付しているのですが、例えば先生がおっしゃるように、いろいろな契約がある中で主に問題となり得る所定の契約類型をあらかじめ用意しておいて、そこに示されたメニューのうち、私はこれについて心配だからというものがあれば、自主的に第三者を指定していただくことが可能になる仕組みとして考えられないかという発想でございました。

他方で、事業者のほうは、こういう指定というのがあるけれども、あなたは指定をされていますかということを確認してもらって、消費者が指定しているということであればその第三者へ連絡をしていただくというようなイメージでございます。

○山下座長 いかがでしょうか。

加毛委員、お願いします。

○加毛委員 成年後見制度の改正審議において補助類型の利用を広げていくことが示され

ていることとの関係で、ここで提案されている仕組みは、補助制度を使って実現できないのかということが一つの問題となると思います。生活の本拠となるような不動産の売買契約について、補助人に同意権や代理権を付与するという形での第三者の関与もあり得るのではないかと考えられます。改正後の成年後見制度との連携を考えることも必要であるように思われるところです。

もう少しだけ申し上げると、代理権の付与との関係では、既に本人の意思に基づいて第三者に代理権を付与する任意後見契約制度が存在します。それに対して、同意権の付与については、本人の意思に基づいて第三者に同意権を発生させる制度が存在しないところ、21ページの提案はそれに近い制度を構想しているようにも思われます。ただ、事後的な契約の効力の否定という形で取引相手方に影響を与える仕組みを、本人が第三者との契約によって作り出すことができるのかという問題が存在します。行為能力制度との関係で、少なくとも現行法はそうになっていないのであり、そのことをどのように評価するかを考える必要があるのではないかと思う次第です。

○山下座長 事務局からもし何かあれば。

○伊吹専門官 御指摘ありがとうございます。

その点も貴重な御意見として伺っておりました。今回の資料のイメージは、議題として2ポツのほうの(1)に戻ってはしまうのですが、先ほど来いろいろと御意見をいただいております、19ページから21ページにかけて、かなりiからiiiを分けて詳しく書いてしまったので、全体像が逆に見えにくくなってしまっているかもしれないとは思っていたのですが、全体として見たときに一つ、民事ルールの中でも共創協働というもの何らかの形で具体化できないかという発想が背後にあります。

そういった意味で、先ほどあらかじめ指定した第三者に連絡を取ってもらうということに関しましても、ここで想定する解除権自体はあくまでも当該消費者の方の権利として用意しておいて、納得できなければ解除権を行使してもらうこともできるし、納得していれば行使しなくてもよいというのがまず前提にあります。

かつ、この第三者の関わり方に関しましても、今の資料の時点では連絡を事業者がしてもらうという手続的なところの関わり方を想定しております。これによって、事業者としてまず連絡をしたというある種明確な手続を踏んでもらうことで解除権ということではなくなる。

他方で、連絡をしてもらうことで第三者が関わる。これが21ページの上の○の3行目辺りに書いているのですが、第三者の見守りそのものもあります、それを背景として事業者のほうも自制を促すというか、まさに配慮してもらうということも促せないかということがございまして、そういった全体像の中で共創協働を図る、先ほどの解除で契約の効力を否定するということだけの重要性というよりも、その要件設定を工夫することで共創協働して消費者の選択の自主性を確保するようなスキームが組めないかという試みでもございました。

これは補足でございます。

○山下座長 ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。

加毛委員、お願いします。

○加毛委員 今の御説明によれば、先ほど「2.」のところで話題となった、解除権の根拠として、解除権を発生させる配慮義務が事業者に課される場合があると考えた上で、事業者が一定の手続きを履践すれば解除権が発生しないものとして、配慮義務の履行方法についても併せて規定するという制度が構想されているのではないかと思った次第です。

その上で、そのような制度を設ける場合には、21ページの2つ目の○で指摘されている点が問題になると思います。成年後見制度の改正審議では、補助制度の下で、保護者である補助人にいかなる権利を付与すべきなのかが問題とされました。現行法の下では、同意権と取消権の双方が保護者に付与されており、保護者は事前に本人に同意を与えるだけではなく、同意がない場合には、事後的に法律行為を取消することができるものとされています。しかし、そのような制度が本人の自律的な意思決定という観点から望ましいものといえるのが、法制審議会の部会では議論されました。結論として、制度の明確性や本人保護の必要性などを根拠として、同意権と取消権はセットで付与されるものとされたのですけれども、そうでない仕組みが想定されないわけではありません。もっとも、そのような仕組みの下で、連絡先となる第三者は、本人が指定するだけで、それ以上に何らのチェックも不要なのか、また、指定された第三者がどのように行為しなければならないのかなど、制度創設に際して問題となるころは多いだろうと思います。

○山下座長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

では、私のほうからですけれども、先ほど指定をしているかというのを事業者の側でも聞くということをおっしゃっていたのですが、指定をしていなかったら取引はしませんとかということはもちろんできないという前提ですか。

○伊吹専門官 指定をしていなければその解除ができないなどといったようなこととの関係でしょうか。

○山下座長 その取引をする前に事業者が消費者に対して、あなたがそういう人を指名しない限り、私は取引しませんというようなことを言うことは、消費者にとっては非常に取引の範囲を狭められるわけですね。

○伊吹専門官 その点で、指定と解除権との関係の結びつけ方にもよると思うのですが、指定をしていなければその契約について解除権が発生しないということにすれば、事業者としては指定されている場合には連絡をしないといけないけれども、指定されていないことが確認されればそれで取引を進めてもよいという道もあるかなというところはございます。

○山下座長 そこから先は、一般的な配慮義務の話みたいなことになるということですか

ね。

○伊吹専門官 はい。

○山下座長 ほかに何かありますか。

特になければ、私の方から。私は日本証券取引協会、日証協で家族サポート証券口座というものの議論に関わったのですが、これは要するに、証券取引をするときに代理人に当たる人を定めておいて、判断能力が低下したときだけその代理人が出てくるというような形にする。

ただ、それを指定するか、しないかは顧客の自由ですというような形になっていたと思うのです。先ほど加毛委員からどこまでの権限を与えるかという話があったわけですが、この場合はまさに判断能力が低下して証券取引に応じられなくなったときの代理人として、証券取引を手じまいとかをするための代理権を与えるということになるのだと思います。そういうのは他の分野でもあり得るかなとは思ったのですが、第三者を指定するということが自体がまさにスティグマみたいなものになってしまうとまずいなど、加毛委員のお話を聞いていてちょっと思ったので、そこら辺は第三者の指定というのは非常に難しい部分もあると思うのです。整理をしてもう一度考えてみたいと思います。

あとはないですか。

特になければ、この3ポツからは若干外れている議論に結局はなってしまいましたが、3ポツに戻りますと、3ポツの範囲での御提案といいますか、1の配慮の規定と関連づけて、特に扶養される側でしょうか。扶養請求を当事者に対してできるような人たちについては配慮義務の枠内で考えていくという、こちらのほうは特に御異論はないということですかね。

どうもありがとうございます。では、そのような形でいきたいと思います。

まだ時間が少しありますが、一通り御議論いただいたと思いますので、最後に全体を通じて言い忘れたことや補足すべきことなどがあれば挙手にてお知らせをお願いします。

よろしいですか。

それでは、この辺りで本日の議論は終えたいと思いますが、最後に事務局からお願いします。

○古川消費者制度課長 本日も、長時間にわたりまして精力的に御議論いただきましてありがとうございます。

次回の開催日程につきましては、3月31日、年度末の最終日になるのですけれども、第6回のワーキンググループを開催させていただきたいと思っております。

以上です。

○山下座長 それでは、本日はこれにて閉会とさせていただきます。

お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございました。